

JICA 環境社会配慮ガイドライン第9回フォローアップ委員会

日時 平成16年6月7日(月) 午前10時開会

場所 JICA 本部 11F GH 会議室

◇出席委員 (敬称省略)

共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
委員	吉田 恒昭	東京大学新領域研究科国際環境協力コース教授
共同議長／委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
共同議長／委員	作本 直行	アジア経済研究所開発研究センター次長・法制度 研究グループ長
委員	佐々木英之	社団法人海外コンサルティング企業協会 環境部会代表
委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員(代理人出席)	斉藤 貢	社団法人海外環境協力センター
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員(代理人出席)	星 明彦	外務省経済協力局無償資金協力課
委員(代理人出席)	前田 茂	農林水産省大臣官房国際部海外技術協力室
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課長
委員(代理人出席)	関谷 毅史	環境省地球環境局環境協力室
委員	田中 研一	独立行政法人国際協力機構国際協力専門員
	富本 幾文	独立行政法人国際協力機構企画・調整部次長 兼 環境社会配慮審査室長
	上條 哲也	独立行政法人国際協力機構企画・調整部 環境社会配慮審査室チーム長

◇欠席委員

委員	西井 和裕	フィリピン情報センター
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	沼田 幹夫	外務省経済協力局技術協力課
委員	根井 寿規	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長

注) 委員以外の発言者

今井 千朗 国際協力専門員

◇◇◇ ◇◇◇ ◇◇◇

○ **作本共同議長** おはようございます。これから第9回のフォローアップ委員会を開催します。最初に前回の実施体制、設置要項につきまして、事務局からご報告いただきます。

○ **事務局 上條哲也(以下 上條)** それでは、JICAの上條のほうから、資料1と資料2、今日のご報告ということになりますので、前回の議論を踏まえて、どこを修正したのか、下線が引いてあるのですが、その箇所をご説明させていただきます。

それでは、FC.9-2を見ていただきたいと思います。1ページめは、前回は題が「体制の設置について」ということだったのですが、その「設置」という言葉を表題から取ってあります。あとは2の実施体制のところ、「構成員とその関係は」という表現に変えてあります。あとは4番の「ガイドラインの適用の範囲」というところで、「適用の」の「の」は要らないのではないのかというご指摘がありましたので「適用範囲」と変えました。1ページめの修正点は以上です。

次のページをめくっていただきまして、別紙の1ですが、ここは特に変えているところはないのですが、「異議申立審議役」というところを担当役員や審査会と同列に位置をちょっと変えただけです。あとは特に何も変えていません。

あとは別紙の2ですが、ここは前回幾つかご指摘はあったのですが、前回の表現のままでもいいということになりましたので、別紙2は特に変えてありません。

FC.9-2の資料の説明は以上です。

ですから、前回に比べて(案)を取りました。この文章でJICA内部の決済を先週取ったところです。

○ **作本共同議長** いかがでしょうか。前回の議論に基づいて訂正、修文していただいた内容ですが、実施体制について、ご意見等があれば。どうぞ、吉田先生。

○ **吉田委員** 別紙2のところ、僕も、前回ガイドラインのところ、構成員の中に申立人を入れるということがなかったでしたか。というのは、プレイヤーとしてはかなり重要な役割を担うのが申立人で、ある意味では当事者なので。この責任と権限、役割という、全然権限も役割も……。申立人だから役割はありますよね。だからそういうことも……。もしなかったとすれば、申立人が要るか要らないかというのは、要るとすれば、どういうことなのだというコメントしたほうが良いような気がするのですが。

○ **上條** 申立人をここの構成員に入れようという議論は前回なかったと思うのですが。ただ、申立人の方のことはこれから議論する異議申し立ての制度のほうで当然出てくるわけです。

○ **吉田委員** では、そちらを議論してから、もう一回ここにフィードバックして、必要なら入れたほうが良い。恐らく全体を眺める意味で、ほかの人たちに分かりやすいという意味で、最後にここを、そちらを議論したあとで検討してもらいたいと思います。

○ **作本共同議長** 今のでよろしいでしょうか。もう一回ここにフィードバックすることです。

○ **富本** 富本です。これはガイドラインの実施体制ということですので、実施をする上で

のプレイヤーということになっております。申立人というのは後ほどまさに議論するのですが、環境ガイドラインが実施される上で被害を受けるとか、そういう具体的ないろいろな権利関係をいうということで、ちょっとこの実施体制とは違うような感じもいたします。そのところは議論したうえで整理するというのでいかがでしょうか。

- **作本共同議長** 確かにおっしゃるように、責任、権限、役割となりますと、申立人を並べてみるとそぐわないということですね。では、また後で戻るということで、今のところは一応終わりたいと思います。

では、次に設置要項について、上條さん、お願いします。

- **上條** 設置要項は FC.9-3 ですが、修正した点は下線の引いてあるところです。2番の業務のところ、「要請段階から協理事業の終了まで関与し」という言葉を入れるということと、あとは「委員長は年次報告書を作成する」というところを加えました。

あとは3番の構成のところ、(2)の「住民移転」のあとに「等」という言葉を入れるということにしました。

そのあとは6番の開催の(2)のところ、「出席を求めることができる」という表現にしました。

ページをめくっていただきまして、8番の情報公開のところですが、「審査会の議事録は発言順に」という言葉を加えました。

設置要項の修正点は以上です。

- **作本共同議長** いかがでしょうか。こちらについてご質問等あればお願いします。よろしいですか。はい、どうぞ。

- **松本隆平委員（代理前田）** 農水省の松本の代理で来ております前田です。業務内容のところ、「委員長は年次報告書を作成する。」ということで、報告書の作成主体が委員長に全部任せきりという形になると思うのですが、これは審査会の委員の総意のもとで作られるものではなくて、あくまでも委員長が独断で作られるものかどうかということを確認したいと思います。

- **上條** これは前回は議論があったところなのですが、独断で作られるということは多分ありえないのだろうとは思いますが、ただ、前回の議論では質をよくするという観点から委員長も何らかの報告書を作ったほうがいいのではないのか。内容についてはまだ何も決まっていないと思うのですが、これを読むだけであれば一人で作ってしまうこともできるのだろうと思うのですが、他の委員の方とも相談しながら作られるのだろうとは思っています。

- **作本共同議長** どうぞ、富本さん。

- **富本** ここは「審査会は」という主語で、「審査会は委員長名で」というような言い方もあるかもしれません。ここは実際には JICA 側の事務局のほうでお膳立てをして、委員の方々に書いていただく、ないしはその基礎データをやるということについては……。要するに国際協力機構が作る年次報告書ではなくて、審査会が作る報告書だという性格になると。そのところの議論なのですが、そこはいかがでしょうか。

- **作本共同議長** 今のような理解ですと、いかがでしょうか。
- **松本隆平委員（代理前田）** 審査会が作成するという書き方にしておけば、先ほどの言い方で、富本さんの発言どおりになると思いますが。
- **作本共同議長** 表記の上でそのように改める必要がありますか。
- **松本隆平委員（代理前田）** そこは解釈の問題ですので、最終的には JICA さんのほうで整理頂きたいと思います。
- **富本** 前回も申し上げましたが、この設置要項の議論につきましては、文章案を頂きまして、あとは JICA 内の関係する法務室とか、いろいろ文章上の詳しい専門家に諮りますので、最終的には今のご趣旨を反映した形になると思います。今のところは、「また、委員長は」ということでもよろしいと思いますし、あるいは「審査会は委員長名で」というようなことでよろしいと思いますが、どちらかというとな後者のほうがより分かりやすいのかもしれませんが。
- **吉田委員** 吉田です。今の点は細かくしていくと幾らでも細かくできるのですが、一つは、委員長は委員の互選によって成り立つということがポイントだと思います。それから、もう一つは、委員長、委員は担当役員が委嘱するということで、それは解任もできるとわたしは理解しています。委嘱するからには解任もできると。したがって、逆にいうと、委員、委員長はある意味では担当役員の裁量権にかなりよると考えざるをえないですね。この文章、枠組みからいうと。そういう点でいけば、わたしは委員長でいいと思います。
- **作本共同議長** 藤森さん、どうぞ。
- **藤森委員** 農水省の前田さんからご意見がありました。国土交通省としての理解は、この 9-3 という文章は審査会について規定しています。2 はあくまでも審査会の業務を規定しているという理解でありまして、委員長独自の機能として記載するのであれば、委員長の 5 のところに記載すべきだと思います。ですから、今の原案では審査会の業務の中に位置づけられていますので、委員長名で出すというようにわたしどもは理解して、これでいいのではないかと理解しているところです。
- **作本共同議長** いかがでしょうか。今の藤森さんのお話は先ほどの富本さんと一致していると思うのですが、このような理解に立つということでもよろしいですか。いかがでしょうか。このような理解に立つということで、藤森さん、富本さんのご指摘ですが、ここは「委員長は」となっていますが、業務という枠の中に置かれている。そういうことで、考え方としては「委員長名で」という理解ですが、よろしいでしょうか。
吉田先生がおっしゃったことは今の内容とは、かかわりませうでしょうか。
- **吉田委員** それは解釈で、一応委嘱するからには極端な場合があつて、解任とかいう場合。意外と紛糾してくると道路審議会であつたように解任されたり、だれがどうなっているのか分からなくなったり（笑）、そんなことも経験上あつたものですから。委嘱すると解任というのはありうる出来事、そういうことはないと思いますが、私はそう理解しているのですが、皆さんも理解しているのかなという、その程度のことです。皆さんこれで異議がなければそのままでもいいと思います。あえてだれが解任するとまで書かなくてもいい

いと思います。以上です。

- **作本共同議長** ありがとうございます。それでは、この設置要項について、ほかにご意見、ご質問はありませんでしょうか。どうぞ。
- **川村委員** 吉田委員がおっしゃられたことに関連しているのですが、解任の考え方なのですが、もちろん一定の条件をつけて解任するというのにはありだとは思いますが、恣意的に解任するような形になれば、独立性を担保するというでこういう組織を作っているわけですので。その辺は何も触れてないのですが、わたしとしては基本的にはむしろ解任というのは何か特殊な条件がある、要するに身体あるいは精神上の問題、もしくはこうした業務を果たさないというようなことがないと解任できないという理解が正しいのではないかと思うのですが、これはどうなのですか。書かなくていいですかね。逆に自由に解任できるというと、これまたちょっと大変なことになりますよね。
- **作本共同議長** どうぞ、藤森さん。
- **藤森委員** 今の川村委員のご指摘について、わたしどもの考え方は、まず委員長が審査会のメンバーの互選ですので、機構は委員を委嘱しているわけです。委員委嘱の解任については機構で議論すべきだと思いますが、互選で選ばれた委員長については、委員の中でどうするか決められたらいかかと思えます。基本的に互選ですので、委員長自身が辞めたいと言うか、他の方が解任動議をかけて動く以外、解任されないのが審査会の中の互選で選ばれた委員長に対する在り方ではないかと思えます。

委嘱を取り消すかどうかについては、機構でご検討いただく、または、この場で議論しておく必要があるのかと思えます。以上です。
- **作本共同議長** どうぞ、富本さん。
- **富本** 機構ないしは JICA、事業団のころから委員を解任したという例はほとんどないですね（笑）。恐らく本人のご都合とか、いろいろな理由でそういう例外的なことがあったかもしれませんが、少なくともわたしの知っている限りではありません。

10 番で委任については、「法に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める」という表現がありますので、ここで決めるということでしょうか。ここであえて委員の解任について……。委員についても、この 10 番のところでいかがかと思うのですが。
- **川村委員** よろしいでしょうか。
- **作本共同議長** はい、どうぞ。
- **川村委員** 基本的に特殊な状況がない限り解任されないということ、ここでとりあえず議事録上確認しておいていただければ、文言上は確かにそういうこれまでの実績があるならば特に必要ないのかもしれませんが。
- **富本** 確認はいたします。よろしいですか。
- **作本共同議長** 田中委員、お願いします。
- **田中研一委員** 情報公開のところにも書かれていますように、これまでの改定委員会、フォローアップ委員会もずっとそうですが、審査会の議事録は全部発言の順番に名前もつ

いて出ています。これほどオープンな委員会は JICA でありませので、そういうことは議事録を見れば一目瞭然ということになると思いますので、あまりご心配ないかと思ます。以上です。

- **作本共同議長** どうですか。もうこの議論はよろしいですか。委員の解任の件と委員長の解任の件と二つ重なっていますが、議事録に載るということでこれ以上議論しません。

それでは、前回から引き続いて「異議申し立て制度の議論のポイント」に移ります。FC.9-4 という資料ですが、前回こちらの6番まで終わりましたので、今日は7番から入りたいと思います。募集要項も先にやってしまったほうがいいですか。

- **上條** 募集要項まではまだ行っていなかったです。
- **作本共同議長** そうですか。すみません。では、募集要項の説明をお願いします。
- **上條** それでは、FC.9-3 の3ページですが、設置要項の表現を踏まえて、募集の選定のプロセスに入ろうと考えていまして、来週から1か月間ホームページに公開をしまして募集をかけまして、応募いただいた方々を対象に7月の下旬に選考したいと思っています。委員の要件や業務内容は設置要項に基づいて記載しています。前回の議論を踏まえたところは、また下線の引いてあるところです。
- **作本共同議長** 内容につきましては前回説明がありましたから、ご連絡ということでもよろしいですね。では、次の申し立て制度に移ります。

- **原科共同議長** ちょっと内容について。
- **作本共同議長** そうですか。はい、お願いします。
- **原科共同議長** 委員の任期ですが、これは募集要項ですから、いつから活動するのかということが応募者に分からないとまずいと思います。委嘱日は明示されていないので、例えば9月1日なら9月1日と明確に書いたほうがよろしいのではないですか。そうしないと、いつから仕事が始まるか分からないと応募しづらいと思います。

- **富本** 例えば 2004 年9月1日から原則2年とするということではないでしょうか。その次のは当然……。あともう1点、先ほどの5番の業務内容のところ、下線部の「また、」以下、「委員長は」になっていますが、これは「審査会は委員長名で年次報告書を作成する」とさせていただくということでもよろしいでしょうか。

- **作本共同議長** 募集要項の件はそれでよろしいですか。では、次の申立制度、先ほどのところに戻ります。それでは、議論の多いところに差しかかっているかと思いますが、6番、7番一緒によろしいでしょうか。

- **上條** 修正したところだけ、ちょっと簡単に。
- **作本共同議長** そうですか。では、まず1～6番までの修正したところをおさらいということをお願いいたします。

- **上條** それでは、この FC.9-4 をごらんください。前回の第8回のときの議論を踏まえて、修正していいと皆さんの賛同を得られているところは修正してあります。

1番と2番は特に修正を加えてありません。3番は構成ですが、名前を全部「異議申し立て審議役」にしまして、3名としました。3番の(2)ですが、ここは「異議申し立て

審議役は」というところを変えましたのと、あとは専門分野のところなのですが、ここの表現は前回議論がありましたので、その議論を踏まえまして、「環境社会配慮、国際協力、法律の知見を有するものの中から」という表記にしました。あとは異議申し立て審議役の名称のところを変更してあります。1ページについては以上です。

2ページですが、今回は6番まで議論したのですが、6番の中で言葉を削除しているところがあります。それは内部で検討したのですが、言葉を取ったほうがかえって分かりやすいのではないかとということで、言葉を取ったところがあります。それは1行めの「JICAがガイドラインを遵守しなかったことにより」のあとで、前回のFC.8-4と比べていただければすぐ分かるのですが、「により」のあとに「協力事業そのものや、あるいはプロジェクトの実施により」という言葉が入っていたのですが、内部のほうで内容をいろいろ見まして、「協力事業そのものや、あるいはプロジェクトの実施により」と入っているとかえって分かりづらいのではないかと内部で議論しまして、その言葉を取りました。取った方が、かえって分かりやすいのではないかとことです。それで、言葉を取りまして、「現実に重大な被害が生じている又は将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性があると考えられる協力事業に対して行うことができる」という表現にしました。

修正した点は以上です。

- **作本共同議長** いかがでしょうか。特に大きく変更したところは3番の構成と、今伺った6番の対象案件のところですが。どうぞ、原科先生。
- **原科共同議長** 6番まではおおむねよろしいと思いますが、8のところアンダーラインを引いていますね。これは修正という意味ではないのですか。
- **上條** これは前回の時点で修正していた点で、下線を引いたところにして、そのままにしています。
- **原科共同議長** そのままということですね。分かりました。
- **作本共同議長** ほかにありますか。どうぞ、藤森先生。
- **藤森委員** 6の今ご説明いただいたところですが、「現実に」から「相当程度蓋然性がある」のところまで、「重大な被害が」というのが2回も出てくるのです。ですから、このように直したほうがいいのではないかと思います。「重大な被害が現実に生じている、または将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる」と直したほうが「重大な被害が」が1回で済むと。極めてクレディカルなコメントですが、よろしくお願いします。
- **作本共同議長** いかがでしょう。「重大な被害」という言葉を入れると、被害の程度によって、「相当な被害」や「適当な被害」ですと受け入れない、「重大な被害」の場合には受け入れるとか、いろいろ解釈の余地が出てくるのと、あと「重大」を繰り返していますよね。その辺いかがでしょうか。

どうぞ。原科先生。

- **原科共同議長** 今のご指摘どおり、わたしもそう思います。ちょっとくどい。「重大な被害が生じている、または将来発生する」というので。これはこれで分かりやすいですね。「相当程度の蓋然性」は残すのでしょうか。

- **富本** やはりご指摘のとおり、後ろの方の「重大な被害が」を取って、将来発生するということで非常に分かりやすくなるのではないかと思います。
- **作本共同議長** そうしますと、「現実に重大な被害が生じている、または将来発生する相当程度の蓋然性がある」と、今のような表現でよろしいでしょうか。
- **藤森委員** 「重大な被害」を「現実に」の前に持っていったほうがいいと思います。というのは、現実に生じている、または以下の、両方とも主語が「重大な被害」で共通ですので。
- **作本共同議長** 主語を頭に持って行って、「重大な被害が現実に」ということですね。
- **原科共同議長** もう一回確認すると、今おっしゃった藤森委員のご意見ですと、「重大な被害が現実に生じている、または将来発生する」、そのほうがいいですね。
- **作本共同議長** 「現実に」と「将来を」対置させた表現ですか。わたしもしつこいのですが、この場合の「重大な被害」というのはどういう定義を持たせているのですか。軽度な被害から中ぐらいの被害とかあると思うのですが、これは重大な被害だけを受け付けると逆に理解できるわけですが、何かありますでしょうか。
- **富本** 特に今ここで定めておりません。ガイドラインでも重大で望ましくない影響とか、被害としたか、要するに程度については、ガイドライン上具体的な定義はまだなかったかと思われます。
- **作本共同議長** 「重大な」というのは法律で使うと、かなり厳しい意味が入っていますし、被害程度が相当甚大だという意味合いが強いかと思うので、これは議論の余地は具体的に起こりうると思うのですが、何かしら議論しておいたほうがいいのではないかと思います。どの程度のものについて申し立てが可能なのかということになります。特に6番まででありませんでしょうか。おさらいの部分ですが。松本さん、どうぞ。
- **松本悟委員** 「相当程度の蓋然性」についてですが、これは JBIC のときにも議論になったのですが、これは英語でいう be likely to の訳のことであるかどうかというのを確認したい。比較的法律的な用語なので、日本語で読むとかなり厳しく見えるのですが、be likely to と同じかどうかということが第1点。それと、今ちょっと松本さんとも話したのですが、基本的に元の意味と変わらないというのが今の上條さんの説明ということを考えて、協力事業そのもの、あるいは相手国政府がプロジェクトをこの JICA の協力事業に沿って行くと生じる影響、この両方を含んでいるということを改めて確認しておきたいのですが、その2点です。
- **上條** 英語のほうはまだ実は考えていないのですが、be likely to と同じかどうかと言われてしまうと、ほかの表現がどうなのか確認しなければ分からないので答えられないのですが、JBIC と横並びの考え方で表現しているということは事実です。
あと、今、2番めにおっしゃったプロジェクト、JICA が行った協力事業が相手側のプロジェクトにつながって、それがもし将来実施されると、すごく大きな問題が起きるのではないかということを含んでいるという理解です。
- **富本** 今のご質問はこれなのですが、be likely to という英語表現が本当にいいのかど

うかは、わたし自身は明確ではないのですが、不満なのですけれどもね。

- ?? どのように？
- **富本** もう少し限定的というか、あるいは厳密な表現というのが、この蓋然性という表現に合うような日本語の意味合いですね。これを吟味したうえで、それに合うような英語の表現というか、これは非常に難しいものになりますが、be likely to というのはそのまま日本語に訳すと蓋然性という言葉と全くイコールかということ、これはかなり疑問があるのではないかと思います。英語学者に聞かなければ分かりませんが。それがかなり環境分野でこなれている表現であれば、つまり JBIC 以外のところで使われている表現であれば、蓋然性イコール be likely to というように、どこかの用語集か何かであれば、そのまま使うことがありうると思いますが。
- **原科共同議長** 用語集うんぬんという点では、そういうものはないと思います。ただ、be likely to という表現だと蓋然性という概念は使ってもいいと思います。ただ、日本語では「おそれがある」とか、そんな感じだと思うのです。蓋然性は高い場合、低い場合がありますから、蓋然性が低ければほとんどないわけですから。だから、相当程度の蓋然性という表現になると、これはおっしゃるように be likely to では合わないような感じがします。だから、相当程度という日本語を使うかどうかということ、そちらの問題だと思います。だから、「発生するおそれがあると考えられる」という表現であれば、be likely to を使えばいいのでしょうね。けれども、「発生する蓋然性」、これも意外と近いのですが、「相当程度の蓋然性がある」となると、ちょっと違うかなという感じがします。
- **富本** わたしもその辺は詳しくないのですが、be likely to というのは「おそれがある」という意味合いが含まれるかどうかというのは、これはかなり議論を呼ぶのではないかと思います。「おそれ」ということが必要ならば、「おそれ」という表現は言わないと英語でははっきり伝わりません。be likely to をそのまま訳せば、そういうことが起こりそうだと、可能性だけで言っている話であって、その可能性の内容について、おそれとか、あるいはいい結果なのかということについて、この likely だけで表すというほどの英語ではないのではないかと思います。ましてや相当程度というニュアンスはほとんど入っていないと思います。

そこは他の機関の使っている英語も参考にしつつ、まず日本語の正文を決めたうえで、それをふさわしい英語に訳していくという、ガイドラインもそうでしたが、そういう作業の流れではないかと思います。最初から英語を考え出しますと、日本語のほうが非常にややこしくなってしまうのではないかと思います。
- **原科共同議長** 英語の話よりもむしろ日本語としていいますと、「相当程度の蓋然性」はちょっときついような感じがしましたので、「おそれがある」くらいの日本語がいいのではないかと思います。
- **藤森委員** 「蓋然性」を辞書で引くとどういう言葉が出てくるかといいますと、probability です。probability という確率なのです。そうすると、相当程度の probability という、これは be likely to とほぼ一緒になってしまうのです。そういう

意味で、日本語で受ける「蓋然性」というのと、直訳が正しいかどうか分からないのですが、それに対応した probability と訳すと、非常にこれは受け取り方に差があるのです。ひょっとして起こるかもしれないということを Probability というので、それを「蓋然性」と訳していること自体が妥当かどうか分からないので、もっと英語のかたも含めて、そういうニュアンスは be likely to に相当する日本語は何かという議論もさることながら、どういものがそうであるかきっちり日本語で議論していただいて、それを正確に訳すと。結果的に be likely to になるのかどうか分かりませんが、そういうアプローチをしたほうがいいのかと思います。

- **富本** わたしも今の藤森委員のおっしゃることに賛成なのですが、やはり日本語の用語の選択、あるいはそれを選択した議論の背景というものがここに反映されるかと思います。やはり「相当程度の蓋然性」というのはこれまでも使われてきた用語ですし、ここで「相当程度の」という言葉を入れることによってある程度規定される。何でもかんでも「おそれがある」ということをいってしまうと、何でもかんでも異議申し立てをされる可能性があるわけで、これは「相当程度の」という言葉を入れる必要があると思います。先ほど議長がおっしゃったとおり、「重大な」というものについてもしっかり定義をして、どの点が重大なのか、どの程度が重大なのか、どの程度が重大ではないのかということも議論していく必要があると思います。あるいは将来にわたってもし必要であれば、どういう項目について異議申し立てが必要なのかということも明確にしておく必要があるのではないかと思います。
- **作本共同議長** 今、富本委員のおっしゃるとおり、争点になる場合にはここです。まさに申し立てをしようとするときに、蓋然性がいちばん重要になる。そうすると、蓋然性はどの範囲ですか、どの程度ですかということですから、やはり今の内容はもう少し詳細化するような議論をしておいたほうがよろしいのかもしれないですね。
松本さん、どうぞ。
- **松本悟委員** まず第1に MDBs は be likely to です。それから、JBIC の議論のときには、最初は「おそれ」という言葉で議論したのです。しかし、「おそれ」に対して JBIC 側から弱いという意見が出て、それでは be likely to に相当する日本語は何であろうかというところから「相当程度の蓋然性」という言葉が出てきたという経緯です。それを JBIC から JICA が取っているのであれば、そこを踏襲するということです。かつ、これは対象案件ですので、入り口の議論です。入り口の議論で徹底した証拠を出せというような態度に出るのは好ましくないと思います。したがって、英語での be likely to を日本語に直すと「相当程度の蓋然性」という理解でわたしは思っています。
- **作本共同議長** どうぞ。
- **富本** 今おっしゃった MDBs のすべてを見たのですか。
- **松本悟委員** 世銀と ADB。
- **富本** 世銀と ADB ですね。世銀と ADB について be likely to という言葉を使っていて、世銀と ADB の和訳が「相当程度の蓋然性」ということですか。

- **松本悟委員** そのように JBIC は判断したと。
- **富本** そうですね。そこは JBIC での議論ですね。我々は今 JICA の議論をしていますので、もちろん JBIC の議論を踏まえ、かつ JBIC の制度というものを参考にしつつやっているわけですが、JICA と JBIC の事業の、あるいは協力事業の性格、内容は全然違うということをも踏まえていただきたい。そのうえで議論されるならばかまいませんが、そのまま・・・。
- **松本悟委員** 持ってきたと言ったじゃないですか。JBIC から。
- **富本** いやいや、だから参考にしたということです。持ってきたという意味は。もし持ってきたといえ、1 から 10 まで全部持ってくるということになりますが、ここは参考にしたということと解釈していただきたいのです。明らかに JICA と JBIC の事業のやり方は違いますし、協力の範囲も内容も違いますから、そのところはぜひこの異議申し立ての議論に反映させていただきたい。そのうえで、be likely to がいいのか、probability がいいのか、日本語は「相当程度の蓋然性」がいいのかということを決めていただくことが必要かと思います。そのまま JBIC で議論もしたから、そこはもう済んでいるのだという議論はいかがかと思っています。
- **松本悟委員** だとすれば、わたしは「おそれ」がいいと思います。ここは調査の段階ですので、JBIC よりもステップが前ですので、そこで証拠を出すというのはかなり大変な作業になってきます。わたしは「相当程度の蓋然性」ではなく、「おそれがある」という言葉のほうがよろしいのではないかと思います。ほかの委員の皆さんの意見を聞きたいと思っています。
- **吉田委員** 今の議論はまず主語を定義しないと議論が成り立たないと思います。これは MDBs でも JBIC でも、あるいは JICA でも、同じ「重大な被害」という主語に定義しているということを確認してからのほうがいいと思います。
- **作本共同議長** 吉田先生、今の「重大な被害が」ということを主語にしますと、後半のほうの流れがどのように。
- **吉田委員** ですから、今、述語のほうの be likely to をどう議論する前に、主語をきちんと定義しないと議論ができないということですから、これはわたしよりもほかのご存じの方は、MDBs はどういう主語にしているか、JBIC はどういう、我々はどういう主語にすべきかというところの議論をするためには、主語を定義しなければいけないということです。
- **作本共同議長** 議論は根源の方に向かっているのではないかと思います。「重大な被害が」というところですね。その定義をどう考えるかと。ここはいちばん微妙な難しいところではないかと思います。「重大」および「被害」というものをどうやって認めるのか。まだ被害が発生しているか分からない段階で、被害、あるいはその可能性というか、蓋然性をどうやって見るのか。ここはいろいろな議論が残っている部分ではないかと思うのですが、いかがでしょう。
では、原科先生。

- **原科共同議長** 言葉の受け取り方は人によって違うので難しいところがありますね。わたしは「相当程度の蓋然性」といった場合には、高い probability という感じを受けていましたので、ちょっときつい条件かなと思ったのです。それで「おそれ」という表現はものすごく幅広にいつているからいいのではないかと思ったので、先ほど申し上げたのです。be likely to というのはそのような語感かなと勝手に思っていたものですから。その辺は人によって受け取り方が違うので、もうちょっといろいろな具体的な資料をベースに、議論したほうがいいと思います。今の段階ですぐに資料は出てこないで、これは少しペンディングにしておいて、次の会議でやるか、あるいは休憩のあととか、その方がいいかと思います。
- **藤森委員** 今の原科先生のご意見に関して、参考までに、likely という英語は辞書にしっかり「多分起こりそうな」。もともと高い蓋然性なのです。
- **原科共同議長** 高いのですか。be likely というのは。
- **藤森委員** be likely というと、unlikely という、起こりそうなどいう、多分おそれがあり、可能性があることを予測した場合、be likely というのです。たしか英語で議論する場合には。ですから、もしも起こりそうもないといったら unlikely ですから、もうほとんど起こらないですね。それから likely という場合はかなり高いと思いますね。
- **原科共同議長** それはもちろんゼロではないですよ。0.5 より高いのだと思うのですが、相当程度というと 0.9 とかそのぐらいのイメージを持ってしまったのです。わたしは 0.6 か 0.7 でも「おそれがある」という、その辺の感覚の違いが出ているのだと思います。
- **藤森委員** 相当程度の蓋然性というのが 3分の2以上なのか、半分なのか・・・。
- **原科共同議長** 確率が 1 に近いようなイメージですよ。
- **藤森委員** その感覚を調整することが必要ではないかと思います。
- **原科共同議長** 「相当程度の蓋然性」というのはむしろ 1 に近くないと。確率は 0.8 とか 0.7 とか、それぐらいでも、こういう表現で当たると思います。おそれがあるという日本語とどちらが近いんです。
- **作本共同議長** おそれという場合には、わたしは 0～100%内どんな場合でも、10%起こる可能性でもおそれがある。この場合、相当程度は 8～9割ぐらいのときだけを取り上げる。10%程度は落とすという判断です。
- **原科共同議長** 日本語の表現で「おそれがある」というのは大体いいのでしょうか。英語の表現ではどうなるかちょっと分かりませんが。
- **作本共同議長** 富本さん。
- **富本** 今度は日本語の「おそれがある」というのは、これまた非常にあいまいな表現になりまして、かなり幅が広くて、何でもかんでもおそれがあれば、あるいは個人的な主観的なおそれがあれば、何でも異議申し立てができるという状況に陥ってしまうのではないかと思います。そういう意味では、やはり蓋然性という言葉は、むしろ主観的なおそれ以外のものを含む。それから、相当程度というのはある程度その程度を規定するという意味では、日本語としては表現は非常に適切だと思います。

それから、松本さんがおっしゃったとおり、調査の段階ではまだよく分からない、実施の段階よりもまだ分からないということなのですが、だからこそのガイドラインを 19 回も議論をして、そういったものを確保できるように我々はガイドラインを定めたものです。その中では他の MDBs に比べて 1 回多いような、3 回も公開のステークホルダー会議をやり、いろいろなご意見を聞くということも確保しようとしている。それから、これは JBIC ではやりませんが、審査会というものを作って確保しようとしている。さらに異議申し立ても作ろうと議論しているわけです。

確かに確率論からいえば、物事が始まって、工事が始まって、実際に人がいろいろ被害を受けるということと比べれば、F/S の段階やマスタープランの段階というのは、その確率の幅というのはもう少し広い。例えば F/S でいえば 20% 程度、基本設計では 10% 程度、マスタープランでいえばもう少し幅があるということは、これは設計上の問題ですね。社会的影響などの問題については、科学的な議論はまだ十分されていませんが、そういった幅がある段階では 100% 確実なものとはいえません。しかし、ガイドラインの一方の思想は、そういったものをできるだけ事前に察知し、それを避けるような対策を練ろうとしているわけですから、そこにまた幅がある「おそれ」という言葉を入れていいのかどうかというのは、これまでの 19 回の議論を踏まえての最終的な異議申し立ての議論ですので、ひとつそこは慎重に決定いただきたいと思います。

- **原科共同議長** そうしますと、「おそれがある」よりも「おそれが高い」というような感覚ですね。だから、「蓋然性が相当程度高い」といったほうがもっと適切だろうと、そういうことですね。
- **藤森委員** 「おそれ」という言葉が主観的な表現ですので、客観的に見えるような言葉のほうがこの対象案件として仕切りを決めるとすれば適当ではないかということで、蓋然性という言葉が JBIC が選ばれたと思います。だから、「おそれ」よりは「蓋然性」のほうがいいと。その蓋然性が高いかどうかというのはどのレベルかというのは議論させていただいたほうがいいと思います。

また be likely ですが、恐らく英語で be likely というのはほとんど起こるときしか使わないと思うのです。国際機関の場合。ですから、「相当程度の蓋然性」と訳されたほうがかなり合っていると思います。

- **作本共同議長** いかがでしょうか。はい、どうぞ。
- **川村委員** 言葉の問題というよりも制度の位置づけの話なのですが、今の議論でいうならば、例えば 50% ぐらいの蓋然性を感じて申し立てをした人間は、例えばそれは手続きの対象にならないとされたときに、どういうことができるのかですよね。この申し立て手続きというのは非常に公開性が高く、決定がすべて明確に見えて理事長に報告されるということで、ある意味では重みがありますよね。しかし、それほど重みはないかもしれないけれども、現実には不満を持っている人間がいるということ自体は変わらないということになりますよね。そういうときにそういう人たちの声が確実に聞けるような体制になるのかどうか。要するに 50% で切られた人たちはどうなるのかということ、今の制度設計だ

とどのように考えることになっているのかということをし説明していただけないかと思ひます。

○ **作本共同議長** どうぞ。

○ **富本** 50%の数字をですか。少なくとも今は対象案件の話をして居るわけですから、どの案件に対して申し立てをしていただくのかということを決める部分ですよね。それに対して、その国に対する協力が何らか申し立てするとか、あるいはその地域に対して日本が入り込まなければいけないということで申し立てられると困る。やはり具体的な案件、要するに JICA が実施している協力案件、あるいは要請されてこれから実施しようとして居る、実施している案件、これに対してまず申し立てをしていただくということなんです。

申し立てをした段階では、その方が主観的であろうが、客観的であろうが、申し立てはできるわけです。それを取り上げるかどうかという問題なので、ここはでは想定するような蓋然性は科学的に証明して、50%以上確保する必要があるとかないとかいう書き方ではなくて、まずここでは対象案件はどういうものかということと、それがどういう段階で発生する重大な被害なのか。これは今現実に発生しているもの、それから将来発生する相当程度の蓋然性の高いものと、この二つを言っているのだと思うのです。その限りにおいての議論だと思います。

川村さんがおっしゃるとおり、非常に幅の広い不満に対して全部取り上げるのかということになりますと、これはまた極端な議論になってしまうのではないかと思ひます。むしろお聞きしたいのは、川村さんがおっしゃっているような拾うべきものというのはどの程度のもなのか、どこまでを拾えばいいのか。それはまた我々の非常に関心の高いところですが、例えばすべての不満に対して受け付けるような異議申し立てを制度設計しようとしているつもりはないのです。あくまでもこれは JICA 事業に特化しているという範囲でご議論いただきたい。

○ **作本共同議長** どうぞ、田中委員。

○ **田中研一委員** 補足させていただきますが、まずそもそも異議申し立ての方がどの時点で異議を申し立てるのがいちばん効果的かということを考えてみたいと思ひます。そうすると今まで改定委員会を含めてずっと議論してきたことは、プロジェクトの計画の最初の段階からステークホルダーが入ってやりましょうということで、実際今、オン・ゴーイングで動いている案件につきましては、そういったやり方が始まりつつあります。

そのことを考えますと、世界銀行などが異議申し立てを今やっている段階がどこかというところ、もう最後の最後で、これ以上もう解決策がないという段階で異議申し立てを受け付けているというのが現状です。

今回の JICA のようなマスタープランあるいはフィジビリティ・スタディをやるようなところで異議申し立ての制度を作ろうということ自体、これはある意味で非常に先進的なやり方だと思ひますが、川村委員がおっしゃったように蓋然性をどう考えるかという視点から申しますと、これは8の異議申し立ての期間に非常にかかわってくる問題だと思います。

先ほど松本悟委員から協力事業の考え方についてもどう考えていますかというのがありますが、そこを含めて申し上げたいと思うのですが、まず JICA の協力事業というのは、これはもうはっきりしてしまっていて、開発調査、それから技術協力プロジェクトは事前調査を行った段階からすでに情報公開して意見を受け付ける体制はできています。それから、無償資金協力につきましては、予備調査を行った結果を出したところからすでにスタートしていますので、その中でいろいろなステップを踏む間に意見がありましたら、それが蓋然性を含むものであれば、十分受け付けることは可能だと思います。

むしろ最初の段階で大事なポイントを言うていただければ、いろいろな JICA の調査に反映することができるのですが、もう最後の最後、ドラフト・ファイナル・レポートが出たような段階で言われても、それは全く最初のときに意見を受け付けて、調査の内容をいろいろとみんなで議論して変えていくことに比べれば、変更の部分は非常に少なくなると思います。

ですから、私はこの次の 8 のところの議論もまた非常に重要だと思っていますが、そのこととこの協力事業というものを JICA がどう考えていくかというのは非常にリンクしていますので、蓋然性の問題も先ほど申し上げましたように、最初の段階から何か重大な被害が考えられるようなところがあれば、その段階で言うていただける内容を JICA の組織の中でも取り上げて、できるだけ生かしていこうという姿勢はありますので、そのあたりでまたご議論いただければと思います。繰り返しになりますが、むしろ最後の最後で異議申し立てをしても、これはほとんど機能しないし、それはガイドラインの改定委員会で議論したことと反することになると思います。以上です。

- **藤森委員** 今の田中委員のご発言に関してお聞きしたいのですが、今 6 のところで議論しているのは、申し立て期間の問題ではなくて、どういうものを審査対象として受理するかどうかという敷居であり、その結果、審査の対象になったものの効果がどうかということに関係なく、この対象案件を決めておく必要があると思います。そういう意味で、今、田中委員がおっしゃった、8 の異議申し立ての期間でどのように効果を出すかということも意味がありますが、今のここの議論は若干違うような気がします。

対象案件としては、とにかくだれでも申し立てられるということは間違いのないことで、それを先ほどの体制のところから申立人さんから出てきた異議申し立てに対して、異議申し立て審議役が却下するかどうかという基準を決めているということです。もちろん申立人の要件がありまして、これは受理するか、不受理という場合もあると思います。ですから、今は申し立ての要件にかかわらず、申立人が要件を満足した場合に出てきた案件について、どう処理するかという整理をしているという理解なのですが、その辺は委員長さんのご判断なのですが。

- **作本共同議長** ありがとうございます。おっしゃるとおり対象案件というのは、まさに異議申し立てができるかどうかという核心部分の議論でありまして、6 番をここでずっと議論を続けるとちょっと時間的な問題がありますので、また後で振り返ると。もう少しほかの個々の議論を固めたうえで、もう一回 6 番の核心部分に戻るということでいかがでし

ようか。よろしいですか。

- **田中研一委員** 今、藤森委員がおっしゃられた件なのですが、対象案件は、異議申し立ては協力事業に対して行うことができるという、この協力事業というのを8と連動して一応私にご説明したつもりです。この協力事業というのをきちんとみんなが理解しておかないと、相手国がやるプロジェクトと私どもの協力事業、それから、オール・ジャパンで考えた場合に、JBICの皆様が融資をする部分もありますので、ここはJICAの協力事業というのを8のところではっきり理解をしておく必要があると思って申し上げた次第です。
- **作本共同議長** よろしいでしょうか。6番については議論が多いところですから、また戻るということを前提に、次に個別に重要なところですから、7番の申立人の要件に移ります。上條さん、よろしくをお願いします。
- **上條** 特に追加の説明はないのですが、一応読みます。

「7. 申立人の要件。JICAの協力事業により現実の直接的な被害を受けた、あるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国の2人以上の住民によりなされる必要がある。申し立ては、当該地域の事情等を勘案し、やむをえない場合は代理人を通じて行うことができる。ただし代理人を通じて行う場合は、申し立て本人は特定されている必要がある、かつ申立人が代理人に対し授権している必要がある。」
- **作本共同議長** 今の申立人の要件のところ、まず2人以上の住民によって手続きがされる必要があると。あとは申し立てが代理人による場合ということが書いてあります。意見があれば。どうぞ、田中さん。
- **田中聡志(代理関谷)委員** 7番のところの最初の2行は、今6番で議論がありましたところと似た表現が並んでいるわけなのですが、7番だけを見ますと、現実の直接的な被害を受けた、あるいは将来被害が発生すると考えられる当該国の2人以上の住民ということになっていまして、住民自身に被害が及ぶことを想定しているとも読めるわけです。対して6番は、「現実に重大な被害が生じている」という言い方になっていまして、若干表現が違います。なぜそんなことを申し上げたかといいますと、これはJBICのときも議論があったように聞いてはいるのですが、ここで申し立ての対象となる被害が住民に及ぶものだけなのか、それとも例えば森林を切られることに伴う生態系の損失といったものも含まれるのかという点について、JICAのほうで何かお考えがあれば。
- **作本共同議長** いかがでしょうか。これは住民被害だけなのか、あるいは自然生態系などまで含んでの申し立てを受けるのか、範囲にかかわってきますね。
- **富本** 逆にちょっとお聞きしたいのですが、住民以外の生態系に被害があった場合に、例えば日本の場合はどういう方が申し立てをしているのでしょうか。要するにその地域に住んでいらっしゃる方なのか、あるいはその地域の状況を観察されている方なのか、あるいは極端な例でいくと、動物を代理して被害を申し立てる場合もあるようですが、それについては。勉強のためにお聞きしたいのですが。
- **田中聡志(代理関谷)委員** 必ずしも網羅的な知見がないのですが、通常よく日本の国内で道路事業などで、オオタカが巣を作っているというような場合には、地域の住民の方

が申し立てといたしますか、声を上げられるということが通常ではないかと思えます。もちろん地域の住民といった場合にどの程度の範囲なのかはケース・バイ・ケースですし、極端な場合には今おっしゃったようなもの、動物を原告に立てることも、ないわけではないと思いますが、それがノーマルなケースだとはわたしは思いません。通常は人を介してというのがまず第1歩ではないかと。

- **作本共同議長** どうぞ、藤森さん。
- **藤森委員** 国の者どうしが議論してもしょうがないのですが、今ここに書いてある2行ですが、「現在被害を受けた、あるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国」と、被害の場所として当該国を指定しているのではないのでしょうか。その国の2人以上の住民ですので、これは住民に直接影響がなくても、そこで何らかの環境等への影響があった場合、動植物への影響があった場合にも、これは入るのではないかと思います。この辺はどう読むかという解釈の違いだと思います。
- **作本共同議長** いかがでしょうか。
- **田中聡志委員** もしそういうことであれば、1行めの「直接的な被害を受けた」ではなくて、「被害が生じている」としていただければ、より明確になります。
- **藤森委員** 受けた対象がないとおっしゃっているのですか。生態系まで入れるというように広げてよろしいのですか。
- **作本共同議長** 要件の問題よりも、どこまで対象にしているかということで、直接被害を受けた本人の問題だけではなくて、タカだのワシだの、そういうことも訴えることができるということを今おっしゃったわけですが。
- **田中聡志委員** これは読み方によって、被害を受けた住民というようにも読めるので。
- **作本共同議長** はい、どうぞ。
- **原科共同議長** 確かにこれは被害を受けた住民という感じにも読めます。だから、「現実の直接的な被害が生じている」という表現がよろしいということですね。あるいは、上とそろえて「または」にしてもいいかもしれません。上と同じような表現でもいいかもしれないですね。6と同じような形で。どうでしょう。
- **今井** この「直接的な被害を受けた」が当該国にかかるのか、住民にかかるのかという議論をなされていますが、これは10の(4)を読むと、申立人にかかっているというのはどう考えても明確です。10の(4)は申立人に対して生じた重大な具体的被害を書きなさいと書いてありますので、この10の(4)との関連で7も読めますよね。直接的な被害を受けた、住民にかかるというように自動的に理解されるのではないかと。だから、これを書いたときの考えは恐らくそういうことです。それに対してどう考えるかという議論を今はされているのではないのでしょうか。ですから、「被害を受けた」、あるいは「考えられる」はどこにかかるのかをまず明確にしておくことは必要ではないのでしょうか。それによって、10の(4)の書きぶりがまた変わってくるのではないかと思います。
- **作本共同議長** どうぞ。
- **富本** そういうことです。対象案件では、被害が生じている。それから、申立人はその

被害を受けたと。書き分けた理由はそういうところにあります。ただ、直接的に被害を受けていないけれども、その住んでいる人たちの周りの環境だけが悪くなっている。環境が悪くなったということは、まだ十分これから将来において自分に対して被害を受ける可能性もあるということから、後半のほうで将来被害が発生するという言い方で、現実に被害を受けている、あるいは将来被害が発生する、この両方で受けているのではないかとことで、この表現を書き分けました。

- **作本共同議長** ちょっとわたしも分からないので整理させてください。身体にかかわる被害だけですか。ワシとかクマとかそういう生態系の植物、これも含めてですよ。当然環境の生態ですからね。これは当然むしろそちらのほう、直接住民で被害を受ける人は分かりやすいのですが、そうではないところの自然生態系を訴える人たち、例えば道路ではありませんが、そういう人たちをどうやって2人の住民によって代表させるのかという、そこら辺を少なくとも入れておく必要があるのではないかと思います。
- **原科共同議長** そう考えると難しいですね。その考え方だと、環境情報を幅広く集めるために、被害者でなくても意見をどんどん出しますね。そういう立場に立つとなると、直接被害を受けている人だけが申し立てるのではなくて、ほかの人も声を出してもいいということになりますね。でも、これは異議申し立てだから、その辺が難しいです。
- **富本** 非常に重要な問題、かつ先ほどの環境省のご説明でも必ずしも明確になっていないような、環境省の場合は直接的な被害、身体的な被害を受けている方以外に、要するに自分が住んでいた森が壊されて、自分がかわいがっていたタカが少なくなったということについても申し立てができるわけですね。
- **原科共同議長** そうです。意見は出せますよ。異議申し立ての意見書を出すことは・・・
- **富本** 意見書を出すことはできる。
- **原科共同議長** 意見書を提出するのだけれども、それが世界じゅうから声を出せますが。これは大変いいところなのです。だから、その考え方を少し・・・。
- **富本** ただ、それとこの異議申し立てと性格がちょっと違うような気がします。ちょっとこちらでもう一度検討させていただいて、申し訳ないのですが、次回になってしまうかもしれませんが、統一した見解を出させていただきたいなど。もしここでもう少し参考になるようなご意見があればお聞きしたいと思うのですが。すみません、十分にお答えできなくて申し訳ないのですが、非常に重要なところなので慎重に検討させていただきます。
- **藤森委員** 次回ご検討いただいた結果、ぜひともご考慮いただきたい点がありまして、東南アジアのスラム街にお住まいの方は必ずしも当該国の方ではない。隣の国から移ってこられた方がいらっしゃるという状況で、この「当該国の」という表現は極めてあいまいです。特にボートに乗って移動される方が生活されている場合、住んでいる、被害を受けているのですが、当該国の人たちではないということが起こっているわけです。その辺も併せてご考慮いただきたいと思います。
- **富本** その点はむしろ川村さんにお聞きしたいのですが、難民条約とか、いろいろ人権上配慮すべきものがあるということは今考えていますが、かりに近隣国から入ってきた人

たちがある一定のところと一定期間住んでいて、その間に生じたいろいろな被害に対して申し立てができないのか、できるのか。当然人権派の方々の意見からいえばできると、あるいはそういうものも確保すべきだというご意見だと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。我々も全く排除するつもりはないのですが、では一般的にそういうもののルールが確立されているかどうかということについては、まだ不勉強で大変申し訳ないのですが、よく分からない問題なので、教えていただければと思います。

○ **川村委員** 私も十分考えたことのないテーマなので、正確な答えはできない。ちょっと宿題にさせてもらいたいのですが、当然考えられるのは適正手続きですよね。どんな状況であろうが適正な手続きが必要であるということと、救済の策が必要であると。もちろん国籍が認められていないようなケースはあるでしょうけれども、そのこと自体がどうなのかという議論もありえるわけですよね。要するに政府が一方的にいつているだけかもしれないということもありますので、だから、その辺の適正な手続きをとりあえず確保するためには、間口は当初は広く取っておく必要があるのではないかとはい思います。

○ **藤森委員** 間口を広く取っていただくことはいいと思うのですが、いずれにせよ、JICAの事業は相手国政府の同意のもとで行われている事業でありまして、幾つかの国では隣の国から来た人間は絶対認めないという国と国との歴史的な背景があつて、なかなかお隣の国の方を救済対象にすることを認めないというような事業がありまして、世銀のプロジェクトにもたくさんあります。そういった場合にどうするのかと非常に難しい考えがありまして、間口を広く取ったとしても、ここの申し立て審議役さんの役割としてどうするのかということについてはもう少し議論が必要かと思ひます。

○ **松本悟委員** 重要な点だと思います。二つぐらいケースがあるのですが、一つは、例えばカンボジアのトンネサップ湖にはたくさんのベトナム人が住んでいて、カンボジア人はベトナム語での情報公開などは絶対したくないというようなことを言っている中で、ADBが今、苦慮しているわけです。そういう場合どうするかというのは確かに、これは当該国民なのか、そこに実質的に居住しているということなのかによって、そこは境目ができるだろうと思ひます。

もう一つは、JICAはやっていないのですが、例えばベトナムのセサン川に総合開発計画みたいなもの、流域管理計画みたいなものをもしマスタープランでやるようなとき、セサン川は国際河川ですから、カンボジアに流れていつています。では、これはカンボジアへの影響をどのくらい考えるのかということころは、恐らく日本とベトナム政府とだけ話し合っていたのでは視野から外れる点だと思います。その場合の当該国はベトナムだから、カンボジアの人たちがセサン川のプランに対して異議を申し立てることができるのか、できないのかというのは、もう一つの意味で当該国という仕切りをどう考えるかということころでは大事なことだと確かに思ひますので、これは議論が必要かと思ひます。

○ **松本隆平委員（代理前田）** 農水省の前田です。ガイドラインのフォローアップ委員会の中で、現地ステークホルダーの対象として、当該国の国籍を持たれていない方でも意見を聞く必要があるのではないかとすることを、現地ステークホルダーの定義のときに一生

懸命議論を行ったかと思えます。その議論で対象としているのであれば、異議申し立てのときも同様に対象と考えるのではないかと思えますので、JICAさんのほうで一度検討していただければと思います。

- **作本共同議長** ご指摘ありがとうございます。やはり今のような言葉の定義にかかわる問題は随分あると思えます。この文章から出る問題ではなくて、それ以前にどこまで議論しておくか、項目別に並べて見るかということなのではないかと思えます。恐らく文章を作っていただきましたので、申立人のところで「直接的な」とか、次に「被害」「受ける」といった言葉ですね。あとずっと下りてきて、「当該国の」は分かりますが、「住民」の今の定義ですね。国籍を含めて。さらに吉田先生からご指摘があったのですが、「代理人」は当該国の代理人なのか、あるいは日本側の弁護士を含めての代理人なのか、そのあたりの定義めいたものが恐らく具体的な問題ではかなり議論されることになるかと思えます。このあたりは詳しくご議論いただいてもいいのではないかと思えます。

「被害」という言葉で、「環境影響」という今までずっと議論してきたところよりもかなり狭くなっていますね。ということで、「被害」というとどうもやはり自然生態系を排除したのだなという感触を持ったわけですが、用語を一つずつ詰めていって、箇条書きをしてみて、それを全体でくくるということを、文章としてやらなければいけないのではないかと思えます。

どうしましょう。これもちょっと議論は残したまま、次の申し立ての期間に移ってよろしいですか。今度また戻ると、恐らくこの6、7、8がいちばん入り口の部分の重要な難しいところであるかと思うのですが、もう一つ山の難しいところ、8番の申し立ての期間について議論を進めたところで一応休憩にしたいと思えます。

では、8番を上條さんお願いいたします。

- **上條** それでは8番ですが、ここはガイドラインの対象としている協力事業というのが三つあるわけなのですが、そのもののことを記載してあります。読み上げさせていただきます。

「ガイドラインの不遵守の指摘に関し、開発調査は事前結果を示したとき（事前調査結果がホームページに掲載された日）以降、本格調査の終了（最終報告書がホームページに掲載された日）まで、無償資金協力のための事前の調査は予備調査結果を示したとき（予備調査報告書がホームページに掲載された日）以降、基本設計調査の終了（基本設計調査報告書がホームページに掲載された日）まで、技術協力プロジェクトは事前調査結果を示したとき（事前調査結果がホームページに掲載された日）以降、協力の終了（R/Dに記載された協力の終了日）まで、異議申し立てを行うことができる。なお、2004年度要請案件から対象とする」。

以上です。

- **作本共同議長** いかがでしょうか。こちらの申し立ての期間について意見がありましたら。
- **松本悟委員** 説明をお願いしますか。

- **作本共同議長** そうですね。
- **上條** この期間は、これは環境社会配慮ガイドラインの中の異議申し立て制度ということですので、このガイドラインが JICA の協力事業の具体的な環境社会配慮のことを記載していますので、それと同じ横並びの考え方で、その時間の範囲は、JICA の協力事業を行う期間としてあります。開始のところは、JICA の意思決定というのがありますが、JICA が協力事業を行うという意思決定を示したとき、それが大体開発調査であれば事前調査結果をホームページに出すときということなのですが、あと無償資金協力であれば予備調査結果を示したときです。あとは終了するところは JICA が関与するところまでで、技術協力プロジェクトであれば、事前調査結果を示したときからその技術協力プロジェクトが終わるところまでです。
- **田中研一委員** よろしいでしょうか。
- **作本共同議長** はい、どうぞ。
- **田中研一委員** 補足しますが、先ほど申し上げましたように、6 の対象案件のところ、協力事業、ここを確認したいと申し上げたのは、まさに 8 に書かれてあるところです。これにつきましては各 JICA の事業を担当している課題部というのが新しくできていますが、その人たち、あるいは無償資金協力を担当されている方、みんなで議論をして、協力事業はどういうもので、その期間はどうかということを明確に示したものがこの 8 になっています。ですから、この期間の中で異議申し立てをしていただくというのは、JICA 事業の現状においてはいちばんふさわしいという認識を JICA 内では持っています。以上です。
- **作本共同議長** よろしいでしょうか。JICA で勉強会か会議があったときも、この今の期間のところがいちばん議論になったと聞いていますが、今のようなお説明で。
松本さん、どうぞ。
- **松本悟委員** この議論が始まる最初のときに、わたし自身の整理は引き返すことができる時期と引き返すことができない時期の二つに分けて、FC. 6-5 でしたか、意見を出させていただいたと思います。ですから、引き返すことができる範囲はここに書かれているとおりのことかと思えます。
要はいちばんここで議論になるのは、では実際的にもはや協力事業に直接的に反映できない段階の異議申し立てを受け付ける必要がないのかどうかという点になるのだと思います。それが論点なのだと思います。わたしはそれは必要だと思っています。
一つには、確かに田中さんのおっしゃるとおり、いろいろなプロセスを経てここまで来ているのだから、もはやそんな問題は起きないということはわたし自身も期待をしていますし、そのために議論してきたわけです。しかし、これはあくまで制度設計のことですから、もしそのようなことがあってもなお、ここに入るような要件を満たして申し立てをするという人が現れた場合は、それは門を閉ざすべきではないというように、これは田中研一さんの意見に対して思っていることです。
そのときもちょっと具体例として挙げましたが、わたしの知っている範囲はたった一つしかなくて、ラオスのトゥン・ヒンブン・ダムのときに調査が終わったあとにノルウェー

国内で議論が起こり、調査のやり直しをしました。しかし、最初の調査はそのまま生き続けてしまって、事業に結びついてしまった。つまりやり直した調査結果というのは、結果としてはそのプロセスに大きな役割を果たすことができなかつたのです。できなかつたのですが、しかしながら、二つの点で重要なことがあると思います。それはノルウェーとしては、やはりそれは重要なプロセスであつたということです。つまりそれはラオスには結局反映できなかつたのですが、ノルウェーの政府、国民、あるいは議会としては重要なプロセスであつたと理解しているという点。

もう一つは、結局このトゥン・ヒンブン・ダムというのは、最初の EIA では予測していなかつた問題がたくさん起きます。もつというところとやり直した EIA というか、調査結果はかなり当たっていました。したがって、いまだに大きな問題を起こしているわけですが、この起こすときには、やはりやり直した EIA をかなり参考にしながら、今、ミティゲーション計画を立てているということです。

したがって、この NORAD がやったケースは、確かに審査にかかわる EIA には役に立たなかつた。しかし、その後起きた問題の解消およびノルウェー国内のアカウンタビリティの確保には重要な役割を果たしたと思っています。

したがって、わたし自身、特に日本国内のアカウンタビリティという点、それから、もし間に合うのなら追加調査なり、調査内容の修正が可能であるという視点から、やはり調査、協力事業が終わつたあとの一定期間、異議申し立てを受け付けて、もしそこで不遵守に基づく被害のおそれがある、蓋然性があると審議役が判断した場合、JICA 総裁から外務省に対して調査の追加を相手国政府に要請してもらうように進言するということがわたしは可能だと思います。

議論を先取りさせていただきますと、それは外務省の責任だと JICA は思うかもしれませんが、確かにそういう部分は認めます。現在外務省のほうに異議申し立て制度があるわけでもなく、JICA のほうがこうして先行して進めて、人も配置しようとしている以上は、やはり現実的には JICA が持つ異議申し立て審議役がその申し立ての合理性を判断し、再調査の必要性があるかどうかをしっかりと目で調べて、それを JICA 理事長から外務省に進言するという形がわたしは現状においては最も現実的なことだと思います。

以上が私の意見です。

- **作本共同議長** どうぞ。
- **田中研一委員** 松本悟委員のご意見ありがとうございました。私自身は今頂いたご意見ももつともなところがたくさんあつたと思っています。

では、この 8 の期間でうまくいかなかつたときはどうなるかということを考えてみたいと思います。まず、先ほど申し上げましたように調査の段階、それもできるだけ早い段階から真ん中くらいまでの間にいろいろな意見を出していただいて、修正が利く部分で調査の内容が変わることも十分あります。アセスメントを支援する内容も変わってまいります。ですから、むしろその時点で意見を入れていただいて、それでもうまくいなくて、ドラフト・ファイナル・レポートのところで意見を出されても、実質ほとんど変わることがな

かなか難しい状況があります。

それで、この最終報告書がホームページに掲載された日というのが開発調査の本格調査の終了時ということで書かれてありますが、その時点で異議申し立てが出ましたら、それは当然環境社会配慮審査会でも議論になります。例えば F/S の調査の場合ですと、それを基にオール・ジャパンで考えた場合に、大きな案件であれば、JBIC の皆様がたがそれを取り上げようとするれば、当然環境審査室、JBIC の皆様が審査室でそれを見るわけです。そうすると、今までの議論を考えてみましても、それがそのまま JBIC の皆様が取り上げて動くとはとても考えられません。無償資金協力についても、外務省でもそれは同じような判断をなさることになると思います。

ですから、私自身は今、松本悟委員が危惧されたような点は、一応この申し立て期間の間に意見があれば出していただくことにより、繰り返しになりますが、次のいろいろな審査会、それから JBIC の皆様、あるいは世銀、ADB の皆さんの共通の案件になるかもしれませんが、そういうところで一応判断をするステップがたくさんありますので、そのところは意見を言ったものが何も判断もなくそのまま動いていくことにはならないと考えています。以上です。

- **作本共同議長** 松本郁子委員。
- **松本郁子委員** 前回 JICA のほうでいろいろ議論をさせていただいたときに、確かに最終報告書が出るまでに JICA ができると、出たあとに JICA ができると、ここでレベルが違うということは当然で、それは理解できるのですが、その終わったあとにできることというのも当然あるわけです。その理事長の判断により何年かにわたってもう一回追加の部分の調査を JICA のほうに要請を上げていただくとか、できることはいろいろとあるなと私は感じました。そのレベルは変わるのだけれども、そのところに対して JICA 自身が自分たちがかかわった調査の問題のあるところをもう一度責任を持って対応するかどうかというところの判断ではないかと思っています。レベルは違ってきますが、やはり JICA として責任を持った対応ができる範囲はやっていただきたいというのが、この期間に対してできる限り報告書が出たあとも対応をしていただきたいというのがわたしの意見です。
- **富本** そこは田中専門委員のご説明とわたしも全く同じラインなのですが、誤解のないように、異議申し立て期間が終わったあとも、そういう苦情や抗議、その他コメントについては、JICA は当然のことながら受け付けるわけで、現実にも受け付けているわけです。それは期間は制限をしない場合もあるかもしれません。要するにいろいろなことで日夜、日々、我々はそういうご意見を承っている組織なのです。

ただ、今、議論しているのは、異議申し立てという制度の中で、そういう申し立てを受けるのか、受けないのかという議論であって、我々はそれを組織として、そういうご意見があるということは当然のことながら認識していますし、それについて受け付けるということは現在もやっていることです。これは今ガイドラインというものを作って、ガイドラインの遵守、不遵守に対する異議を申し立てるということに限定した制度設計をしている

わけなので、それ以外のことと議論を混同しないほうがいいのではないかと思います。

そして、そういう意見が仮に調査期間後に起こったとすれば、今、田中さんがおっしゃったラインの延長線として、そういうことを理事長になるのか、担当部長になるのか、いろいろラインはあると思いますが、外務省と関係省庁に伝えたり提言をするということはもちろんしますし、現在もしているところです。あるいは働きかけるということも JICA 事務所を通じてやる場合もありますし、現時点でもやっているわけです。

ただ、申し上げたいのは、何度も繰り返すようですが、異議申し立てという制度の中でそういうものを取り入れてしまうのか、それともそれ以外の仕組みとして、現実にある JICA のいろいろなコメントを受け付ける体制の中で、環境ガイドライン以外のことも当然いろいろあると思います。そういったものについて受け付けたほうがいいのかということだと思いますし、仮に異議申し立て期間で受け付けたとしても、審査会あたりでそういうものが話題になる可能性もあるかもしれない。その他のいろいろな会合で話題になる結果として、このガイドラインというものをより効果的にさせるために、つまり我々はここで「フォローアップをする」という表現がありますから、フォローアップという中で対応するという可能性が出てくるのだと思います。あくまでも、これは委員の人たちについては、調査事業について、調査の協力内容、協力機関に対して、どうだこうだということを書いていただいて、それが直せる、つまり松本さんの言い方ですと、引き返せる時期というのは、我々の判断では調査期間が終わるまでと言わざるをえないということです。

- **作本共同議長** 異議申し立て制度を世銀等でも議論されているようですが、やはり事業に役立たせるための制度として使う、内部的な制度として使うのか、あるいは世間に開かれた裁判制度の延長線上みたいな形の異議申し立てを考えるのか、その辺の分かれ目にもなってくるかと思います。制度そのものにもつながってくるような気がします。

どうぞ、原科先生。

- **原科共同議長** 今のお話しですと、JICA 全体では異議は常に、苦情ですから、受け付けるということですね。今のお話で、そういう大きな枠組みで考えておられるのだったら、この異議申し立て制度の中でも、むしろ期間を越えても受け付けることができるということを明記しておいたほうがいいのではないかと思います。ここだけ外すのは何となく変な感じがしました。特に調査結果、調査報告書のいってみれば品質管理ということで、後で問題が起きた場合にそれに対してどう対応するかということが明確になっていないとまずいと思うのです。ですから、前はフェールセーフという言い方をしました。後で気がついたら、これは直さなければいけないということは、めったに起こらないです。田中専門員がおっしゃるとおりめったに起こらないです。めったに起こらないけれどもいざ起こった場合に、リコール制度ではないですが、その場合にはちゃんと対応できる窓口がシステムとして大変重要だと思います。むしろそのことは期間を越えた場合も、例外的なものがありますから、受けることはできると。それをどうするかという判断はまさに審議役の役割ですから、そう簡単に何でも受理することはないと思います。よほどのことがない限り。ですから、相当重大なことが生じた場合には対応できるようなシステムにしておいた

ほうがいいのではないかと、わたしは思いました。

- **作本共同議長** 吉田委員。
- **吉田委員** 今の点ですが、異議申し立ての期間、原科先生の今のことにも関連するかどうか、むしろそれをサポートする形になると思うのですが、ただし、JICA としてはいつまでもそれを引きずっているわけにはいかないという、コントロール、制御できる範囲を越えてしまうわけですから、そうするとそのギャップというのが松本委員がおっしゃったように、ギャップがけっこう大事で、そこでうやむやになって説明責任が問われないということになるのも困ると思います。全体の精神から考えると、異議申し立て期間を越えたものに関しては、異議申し立てではもう受け付けません。ただし、意見書という形で受け付けて、それを関係機関に働きかける。そこまでは最低明記して、JICA はそこまで説明しますと。それをやっておくと、今度次に受け取った機関が責任上受け取っておけば、またそれを説明しなくてはいけないというような非常にポジティブに全体の流れが働くという役割もあっていいような気がします。ですから、ここは何か付け加える。言葉は分かりませんが、意見書とか何とか。ただ、異議申し立てはここで終わりだと。ただし、それ以降に出てきた異議申し立てに関しては、異議という形では受け付けないのだけれども、意見書という形でそれなりにきちんと精査して関係機関に働きかける。そこまではやります。そういうことも考えられると思います。
- **作本共同議長** 半ぐらいになったら小休止を入れたいと思うのですが、それまでちょっと・・・。
- **藤森委員** 今のご発言で、FC. 9-2 のまた実施体制を伺いたいのですが、申立人から異議申し立て審議役に異議申し立て、意見書と2本立てになっていまして、原科先生がおっしゃいました意見受け付けについては、これは意見書を受け付けるということをごどこにも書いていないのですが、この表では書いているということです。これは意見書の取り扱いについてどうするかははっきりしないので、異議申し立てと一緒に取り扱うべきだというご議論になっているかと思えます。これについてどう取り扱うか整理しないと。意見書については異議申し立て経由で担当役員なり理事長なりに行くという形の流れを示しておけばいいのではないかと思います。異議と申し立て二つなのか、異議というのは欧米では背任とか不遵守に対して不服申し立てが異議なのです。申し立ては意見表明ですので、意見書自体が申し立てですので、ここで異議申し立てというのは、異議、それから申し立てですので、だから異議と意見書の提出だということご理解すれば、意見書についての手続きを明記すれば、今のご議論はすべてカバーできるかと思えます。以上です。
- **作本共同議長** ありがとうございます。まだ意見があるので、ちょっと小休止は延ばします。すみません。
- **原科共同議長** 今のお2人のご意見、意見書についてはおっしゃるとおりだと思います。それは明記すべきだと思いますが、ただ、異議申し立てということ自体が遵守に関して事実関係が判明するのはタイミングとして遅れる場合がけっこうありますね。そういうこともありえますので、実際に JICA が深くコミットできる期間を越えても事が生じる可能性

はわたしはかなりあると思いますから、やはり異議申し立ての受け付け期間はコミット後にも延ばしていいのだと思います。

ただ、それは実際にはコミット中のように回復できないから、対応策はもちろん前の議論で皆さん議論したのと同じようなことで、違います。だから、当然その前のここで書いている、コミット期間中に異議申し立てで行うことが望ましいわけですが、それを越えても受け付けはするということだと思えます。

- **富本** JICAとして意見書、あるいはコメントを受け付けるということは、現在でもやっています。明記しなくても、そういう制度もあります。ここで申し上げたいのは、異議申し立てとして異議申し立て審議役が受け付けるかどうかという問題でありまして、わたしはそれは切り離したほうがいいだろうと思います。ただし、それは日常生じているものについては、理事長あてでも、部長あてでも、所長あてでも何でもいいのですが、それは受け付けています。そういう制度はすでにあります。それとここで異議申し立て意見書というものは切り離して、異議申し立て意見書というのはその協力期間中にやっていただくと。それ以外の意見書、異議でも何でもない意見書については、現在の仕組みの中で受け付けて、それは反映すべき内容であれば反映する。反映すべきそれ以外のこともあるかもしれませんが。もう少しレベルの高い話もあるかもしれませんが。そういうものについては別の枠組みの中で受け付けるということによろしいのではないかと。

吉田先生のおっしゃったとおり、そういうものをどこかに明記して、これは異議申し立てとは違うのだけれども、フォローアップのために必要なものかもしれませんし、そういったものに対して対応できるようなことについては、JICAとしての体制とJICAとしての対応を明記するうえで何らかの形の記入は必要かと思いますが、それはあくまでも異議申し立て制度とは違うのだということをはっきりさせておく必要があるのではないかと思います。

- **作本共同議長** どうぞ。
- **石田委員** 石田です。今の富本さんのご意見に関してなのですが、やはり日ごろからそうやっていろいろ意見を受け付けていらっしゃるというのはそうだと思いますし、それはぜひいろいろとやっていていただきたいと思うのですが、それは理解します。

ただ、ここに書かれている期間が終わった、具体的なアクションとか引き返すことができない時期、協力が終了したあとの時期に関しまして、普通は現状の形での意見の受け付けということだと、それがガイドラインに違反していたのか、していなかったのかということは、ある程度独立した形で、それを確認するという作業ができなくなると思うのです。

そうしますと、実際に現実的に原科先生がおっしゃったとおり、もちろんこの協力事業を行っている間で、いろいろちょっと異なるというところが出てきて、その意見を取り入れるというのがいちばん望ましいことだと思いますが、どうしてもその期間に発見されなくて、後で事業が明確になってきた場合に、調査は、その内容とかで、後で実はこのガイドラインの違反があったのではないかとというものが出てくることも、わたしはどうしても

考えられるのではないかという気がしてしまうのです。そういった場合にきちんと独立した形で異議申し立て審議役といった方にガイドラインの遵守、不遵守を諮るというシステムはあったほうが良いと思います。

ですから、結論からいいますと、この期間が終わったあとも、もちろんアクションは異なってくるのですが、意見書なり異議申し立てが異議申し立て審議役に審査されるというシステムは残したほうが良いと思います。

- **作本共同議長** 進めますか。松本郁子さん。
- **松本郁子委員** このガイドラインの中で最終報告書案を作成して、そのあと相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を最終報告書に反映させるというのがあるのですが、この最終報告書に反映されたか、反映されないかということで議論が起こる場合が非常にあると考えられます。こういった場合、当然異議申し立てを受け付けてしかるべきだと思うのですが、こういった場合に最終報告書が出たしばらくあとにこういった異議が起こってくる可能性があると思います。こういったものについて、JICAは調査を実施した機関として、きちんと責任を持っていただく必要は当然あるのではないかと思います。それ以外の後に出てきた苦情について、当然今までも JICA で受け付けをしていますというお話だったのですが、その苦情がどのような手続きで、あるいはこの異議申し立て制度のように現地調査をし、そのレポートが公開されるという手続きがそれ以外の案件についてきちんと適用されるのかどうか。そういった手続きをきちんと定める必要がいずれにしてもあると思います。また、このガイドラインがなぜ遵守されなかったのか、されたのかという調査は、ガイドラインの遵守を進めていくうえで非常に有用な調査になると思うのです。そういった意味でも、終了したあとの違うレベルのかかわり方を、異議申し立てを受け付けないと決めてしまうのはやはりおかしいのではないかと思います。
- **富本** 先ほど来申し上げたとおり、我々は何もアクションを取らないと言っているわけではないのですが、ガイドラインの根本的な思想というのは、協力事業にそれを反映させるということでしょう。協力事業がガイドラインの精神に沿って協力がなされたかどうかということを担保するというのがいちばんの目的ですから。そこのところをまず担保するという意味では、先ほど田中専門委員が申し上げたとおり、協力事業の期間中にそういった異議を申し立てていただいて、それを、最終報告書を作るときに幾つかの段階がありますが、ドラフトを作ります、それをアップしますね。それに対して意見を申し上げて、それを印刷にかけるわけです。そこからあとは、その内容を変えることはできないわけです。そこで一応、開発調査について、あるいは無償資金協力の事前調査については協力事業は一応終了するわけです。今はそのあとのお話をされているわけですね。松本さんを含めてね。

そのあとのことができるのは、次は別の案件としてやらざるをえない。調査はそこで終わっているわけですから。そのときにやるのはこのガイドラインではフォローアップという内容か、あるいは全く別の案件として新規案件としてやるかということなのです。それについて調査が不十分であり、やる必要があるということであれば、そういう意見は意見

として承る。それは JICA として、すぐに新規案件としてやりますという判断は現時点ではできないわけです。それは関係省庁や相手国政府に対して、しかるべくプロセスを踏んでやらざるをえないということですから、JICA として責任を持ってこのガイドラインの遵守、不遵守を担保するという意味では、協力期間中にそういった意見をできるだけ吸い上げて、そして、協力終了までの期間にその意見を十分反映させるような調査報告書を作るということが、このガイドラインを守るという意味での責任ある態度だと思っています。

そこと、それ以後のいわゆるこのガイドラインのプロジェクトについてのガイドラインを遵守したかどうかということについては、これはガイドラインの中で確認という行為の中でフォローアップと、あるいはその他の技術協力を含めて支援をするということになっていますが、それは全く新たな事業、案件として取り上げざるをえないということです。

○ **作本共同議長** 原科先生、どうぞ。

○ **原科共同議長** ガイドラインが今そういった目的というのはおっしゃるとおりですね。協力事業に反映させるということ。しかし、ここは今このガイドライン自体を遵守する、コンプライアンスということですね。ですから、そのガイドライン自体をきちんと守らせるための仕組みですので、今おっしゃった感じとは違うと思います。というのは、むしろ先ほど品質管理と申し上げた、品質保証みたいなことで、でき上がった成果、それに対する保証ということは、でき上がったあとにチェックしてみて問題があった場合、どういうクレームをつけられますかということだと思うのです。ですから、むしろ終わったあとが大事なので、審議役は、この協力事業の期間、むしろ審議役の役割よりも審査会のほうが大事だと思います。先ほど田中研一委員がおっしゃったとおり、審査会を通して十分やってもらおうと。でき上がったものがそのあとどうなのかということはありませんので、それは品質の保証ということですね。保証期間はどんなものでも普通あります、その保証期間中にはおかしいことが起これば当然対応するわけでしょう。それに似たような、同じではありませんが、そのあとコンプライアンスということに関するチェックをする必要が出てくると思います。

特に情報が増えますから、具体的に物が出てきて、初めて、これはちょっとまずかったと分かることがある。めったにないですよ。めったにないけれどもあります。めったにないことだけれども、審査会がありますから、協力事業の最中は審査員がしっかり対応してもらって、いろいろと意見がでますから十分対応してもらえますね。だけれども、それまでに分からない不確定な要素があれば、実際に調査が終わった段階で出てくる可能性がありますから、それは 100 回か 1000 回に 1 回ぐらいかもしれません、そういうものに対応できるシステムとして、異議申し立ては、むしろこの協力事業が終わったあとにこそ受け付けることに意味があるとわたしは思いましたので申し上げたのです。だから、その辺がちょっと違うのです。

○ **田中研一委員** 休みが取れなくて申し訳ないのですが、佳境に入っているのです。ひとつ・・・。

繰り返しになりますが、私はまず事例を考えてみたいと思います。まずこの中でカテゴリ

Aのインフラの大型案件で、何か調査が終わったあとに問題が起きそうだというものは何かといいますと、恐らくマスタープランを行って、フィジビリティ・スタディまでいったあと、例えば詳細な設計を行う、ディテール・デザインですね。こういったものに入っていくものはそういう可能性はあると思います。これは基本的には幾つかはJBICの皆様がたとの連携D/D議論が随分ありましたが、数はそんなにありません。JICAがF/Sまでやって、では詳細設計はどこがやっているかという、JBICがこれはいいと思ったやつはJBICの皆さんがお金を出して詳細設計のほうはやっているわけです。

ですから、考えなければいけないと思うのは、何度もいいますが、オール・ジャパンで考えたとき、世界銀行、ADBとの違いは、JICAとJBICで業務が分かれているということが非常に大きな違いだと思っています。ですから、今、私が再度申し上げたいと思うのは、JICAの協力事業の範囲をやはりきちんとみんなで認識しておかないと、いつまでといったらそれはいつまででもいいに決まっていると思うのです。しかし、JICAの実際の課題部や無償部で担当している人たちは、自分が責任を持ってやれる範囲はここまでだというのがここに書かれている期間なのです。この間に異議申し立てを出していただければ、それなりの対応はできますし、責任を持って対応します。ところが、それを過ぎて、例えばしばらくたって出されても、そのF/Sのレポートというのはすでに先方政府が受け取って、もしかしたら自分たちが自国内でやってしまうプロジェクトが将来あるかもしれません。そのときはもう対応できないですよ。

ですから、繰り返しますが、この範囲というのはぜひご理解いただいて、その中できちんとやれる体制をまず組むこと。意見は幾らでも受け付ける体制はできていますので。そこが大事だと思いますし、そのあとは審査会のほうでも議論になるでしょうし、恐らくそういう意見が出るような案件は次に進まないことが往々にあると思います。これは問題だから次の詳細設計は難しいのではないかという議論になって、そこでプロジェクトはストップする可能性もあります。

もう一つ、実際にJICAと協力して現場でやっておられるのがコンサルタントの皆さんです。実際カテゴリAに当たるような案件は、コンサルタントの方々も相当慎重にステークホルダーのミーティングをどうやるかということで、少しずつ対応を始めていますので、むしろわたしはコンサルタントの方からもこの辺で意見を頂いたらよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

- **作本共同議長** これは実際にやっておられる方から。
- **佐々木委員** ECFAから来ております佐々木です。幾つかポイントがあると思うのですが、意見書の中にJICAマスタープラン、JICA・F/Sでは、それなりの提言や結論なりが出ているのに、そうでないものが実施に移っているということは、先ほど田中さんからはないというお話でしたが、同じ名前のままでプロジェクトの内容が少し変わって、影響も少し変わってというものがあると思います。それについてクレームや苦情が出てくる場合は、例えばわたしがプロジェクトマネージャーとしてある案件を担当しているときに、同じ名前のもので協力事業が終わっているのですが、同じ名前のプロジェクトに対して意見が出て

くると非常に心配になります。

そうすると、やはり意見が何らかの形で受け付けられて、JICA の調査はこう提言しているのに、そうではないプロジェクトになっているという情報を発信し直すとか、もう少し途上国の政府側に違う、もしくは別のローンや別の資金源を使って行ってプロジェクトを動かしているようならば、コミュニケーションをするとか、そういう正式の発信ができる仕組みがあればいいなど。それが異議申し立ての仕組みとどうかかわるのかは、少し皆さんのお知恵を拝借したいところだと思います。

別のほうは、カテゴリ A 案件といえども、最後の細かな相手の現地政府の*合意*や A のプロセスに乗る段階まで JICA 協力事業はケアできない場合があると思われま。それは相手国政府の当該機関がローカルコンサルタントを雇って、それなりのことをやるわけですが、その間に JICA の協力からも、JBIC の協力からも空白の部分が出てきます。大概 F/S まではそれなりに提言しているのだけれども、それが実らないようにすり抜けられていく場合があります。それはそのローンを貸す JBIC さんのほうがきちんと審査されてということなのだと思うのですが、その辺でも苦情や不満が出てくるのではないかと思います。それもやはり意見がどこかに届いて、どこかが答えるという部分があっていいのかと思います。

- **原科共同議長** つまり JICA としての公式の協力事業が終わっても、そういう意見や苦情が出る可能性があるのであれば、やはりこれはきちんとした第三者性を保たれた仕組みで対応するのは大変重要だと思います。保証期間と申し上げたのはそのような観点です。つまり JICA の成果報告書が出ましたと。それに対してちゃんと品質保証しますよと。JICA の中身と違ったものがもし出た場合、それはそうではないと、どこかではっきりそれを判断してもらいたいわけです。審議役はそういう役割をするのが大変重要だと思います。だから、審議役というのはそのようなことをすることに意味があって、むしろ協力期間中は審議役はあまり出番がないほうがいいのです。むしろ審査会のほうで、まさに具体的に協力事業の中身をどんどん変えていくということで対応できるわけですから、むしろ審議役というのは、協力期間が終わってからかなり活躍する場があるようでない、あまりこの二つの仕組みを設けた意味がなくなるのではないかと思います。わたしはこれは重要なことだと思います。
- **富本** 品質保証とか品質管理の議論、品質保証期間という表現を使いましたが、これは非常に難しく、では、いつまで責任を取ればいいのかということになりますよね。これは例えば JBIC さんが引き継ぐまで持つのかという話になりますと、これは数年かかる場合もありますし、もっとかかる場合もあります。そこまで本当に JICA が責任を持つのですかと。あるいは JICA が責任を持てるのかどうかという問題がありますね。現時点で我々が協力事業といったときには、まさに最初と最後があるわけなので、その最後の部分を永久にというのは語弊がありますが、引き伸ばすという意味になってきますね。そうすると、協力期間というのは設定できないということになります。我々が新しい独立行政法人になってから、結果責任というのは取られていますけれども、結果は何かというと、開発調

査と無償資金協力の事前調査というような報告書がまずその結果の非常に重要なポイントなのです。技術協力は違います。これはある期間があり、協力をするということなのですが、開発調査と設計調査というのは、報告書がまさに全てなわけですが、これに対して我々は責任を持つということですから、課題部のほうはわたしの言い方で非常に重要な責任を持つこととなります。この最終報告書案はいいものであるということ、調査期間においてこのガイドラインの中身を遵守しつつ、最終的な報告書の中に必要な事項は盛り込むということ、これは調査ですから、当然それ以後の、先ほどの蓋然性の問題がありますが、生じる可能性があるということまで協力事業として責任を持つのかどうかということはまた別の議論です。あくまでも旧調査部、現在は課題部ですが、責任の持てる範囲は調査報告書の中身までということになります。ですから、それ以降のものについては、従来からあるような事業団としての体制でそういうご意見を承って、先ほどの審議会で議論してもいいと思うのですが、それは理事長の判断でまさにやるということで、異議申し立て審議役を書いてしまうと、そこにまさに異議という項目が入ってきてしまうということから、それは区分けをしなければいけない。

- **原科共同議長** いや、わたしはそれが入らなくてはだめだと思います。それが入ったうえで、当然おっしゃるように対応できる方策が変わっても、これは十分に理解されますよ。だから、まるで違うのです。その形成された条件の中でどういう対応が取れるかアドバイスするのが審議役の役割だと思います。その場合、先ほどおっしゃったように新しいプロジェクトを組むようなことが必要かもしれない。それもそういうアドバイスしかできないですよ。あとは実際現実の場の中でどこまで対応できるかということですよ。あるいはこの調査結果の読み方に関しては、こういう制約条件だから読んでくださいとか、そういう情報を発信する。そういう格好の対応しかできないと思います。これはケース・バイ・ケースです。だから、その判断をだれがやるかですよ。それを審議役という第三者性の高いところがやることは大変意味があるのです。わたしはこのシステム設計は極めて重要なポイントだと思っているのです。
- **富本** これは異議申し立ての目的になると思うのですが、これはあくまでも協力事業に対して異議申し立てをして、それがガイドラインが遵守、不遵守されたかどうかということ、異議申し立て審議役は判断していただければいいのであって、それ以後のフォローとか、新規案件の実施とか、そういうものについては、これは理事長の判断する事項だと思っています。
- **原科共同議長** ですから、アドバイスと言っているのです。判断と言っているのではなく、アドバイスです。その場合に外から来た異議に対して受け取って、判断して、情報提供する役割があるのではないのでしょうかと言っているのです。それでなければ審議役の目的はわたしはあまりなくなってしまうのではないかと思います。だって審査会がしっかり把握しているわけでしょう。先ほどおっしゃったようにプロセスの中で、協力事業をされているのを審査会がしっかりチェックしているわけですから。そのプロセス全体がどうなのかというのは、だから終わってからでないといけない部分が随分あるわけですが。基本

的に審議役の役割は協力事業後になれば、審議役を持った意味は半分ぐらいなくなってしまふと思います。

- **富本** 意味がなくなることはないと思います。異議申し立ての中身というものを重視するかどうかというのは非常に重要ですし、実際被害が起こったかどうかということ来判断するというのは非常に重要だと思っています。

一方、そういうアドバイスについては、これは審査会という組織があるわけですし、これが事業に対して、そのつど個々の案件についてアドバイスをさせていただいています。それは最終的に理事長に対して判断を求めるということで、そういうファンクションがすでにあるわけです。審査会というものが。ですから、異議申し立て審議役というのは、異議申し立てについてだけご判断いただければいいのではないかと思っていまして、それ以外のアドバイスをされますと、この審査会との間でファンクションが重なってしまうのではないかと思います。どちらのアドバイスを理事として受けたらいいかということについて混乱が生じる・・・。

- **原科共同議長** そうではないのです。審査会は協力事業のプロセスの中で、FC.9-2の図にありますように、審査はあくまでも環境社会配慮担当部局に対して、担当役員を介して担当事務局に指示している。この流れの中なのです。この終わったプロセス全体をチェックするのは異議申し立て審議役ですから、ひとまわり外側のループですから、全然役割が違いますから、これは混同になりません。審議役をそのように位置づけていただかないのだったら審議役をやる意味はなくなってしまいます。基本は審査会です。審議役は本当に例外的な場合に対応すると考えたほうがいいのかもかもしれません。

- **作本共同議長** はい、どうぞ。

- **藤森委員** 議論が錯綜していますので、よく分からないものですから質問させてください。FC.9-2のところを実施体制が書いてありまして、プロジェクトの協力事業の全体の評価、それから事業実施中の評価は、これは環境社会審査会ははじめ、理事長以下の組織でやると。事業のポスト・エバリュエーションも理事長のもとで原則的にはやられるということですね。そうしますと、今の事業中までの評価については、異議申し立てのファンクションがあるにもかかわらず、協力事業が終わったあとのポスト・エバリュエーションの段階に対する異議申し立ての制度がないということになっているように見えるのですが、その辺はどのようにお考えなのかということもよく分からないのですが、教えていただきたいと思います。

- **富本** ポスト・エバリュエーションというのは、別途これは JICA の中に評価をする部門がありまして、それについてはこの環境ガイドラインの遵守以外に、あらゆる問題についてさまざまな評価をしています。

それから、先ほど来申し上げたとおり、ガイドラインおよびガイドライン以外の問題についても、通常の見解を受け付ける制度があります。そこで総合的に機構として判断して、これが新たな協力が必要であるかどうかということが明らかになれば、そういう関係機関に対して提言をするということはあると思いますが、今、議論しているのはまさに環境社会配慮

ガイドラインです。それに対するまず案件の実施については審査会というところがアドバイザーをするということになっていきますし、それから、異議申し立ての内容については、ガイドラインが遵守されたか、不遵守されたかという問題について、実際に被害を受けた方が異議を申し立てる。それに対する異議申し立て審議役というものを設けようということを議論しているわけです。その異議がどこに反映されるかというのは、先ほど来申し上げたとおり、協力事業に対して反映をする必要があるのだと。それが我々としての、例えば調査部の最終的な責任の範囲だということを申し上げているわけです。

その一方、機構組織としての対応は違いますが、今はスキームごとに議論していますから、開発調査、それから無償資金協力の事前調査、そして技術協力というもの、この三つを一緒に議論していますが、それぞれにはそれぞれの対応の範囲、協力期間、それから、最終的な成果品というのは定められていますので、そこを明確にした異議申し立て制度ということをご議論いただきたい。

- **田中研一委員** 異議申し立て審議役はいないほうがいいのではないかと原科先生のご意見がありました（笑）。
- **原科共同議長** そんなことは申し上げていない。意味が半分ぐらいしかなくなるのではないかとやっているの、いないほうがいいとは言っていない。
- **田中研一委員** わたしは逆説的には・・・。
- **原科共同議長** いなくてもよければ、非常にいいのですが、いないほうがいいとは言っていない。
- **田中研一委員** 私は個人的には異議申し立て審議役というのはできるだけ登板回数が少ないほうが JICA にとってもいいわけですし、むしろそれが今回2年近く議論してきたことの意味なのです。世界銀行などでも、異議申し立てというのは、先ほど申し上げましたように最後の最後、どうしようもないときに異議申し立てをしていると。そうすると世銀のテクニカル・アシスタンスで、いわゆるフィジビリティ・スタディをやっているものに異議がどれだけ出ているかという、むしろそこではなくて、実際にお金がどんどん使われて、工事が始まって、移転が本当に動き出したようなところで問題が起きているところに異議申し立てというのは基本的に多いはずなのです。

そうしますと、私は基本的なスタンスとして、環境社会配慮審査会の人たちの責任はすごく重くなってきますよね。ここでどうしてそこを見過ごしたのかという議論が今度は出てくると思います。ですから、ここはきちんと仕事をしなくてはいけないわけですし、そして、審議役の方もできるだけ仕事は少ないほうがいいわけですが、それでも異議申し立てが JICA の協力期間中に出てくれば、それは受け付ける。これは非常にきちんとした実施体制の一つだと思います。

ただ、ファイナル・レポートが出て、最後にホームページに掲載されるまでの間に、実は先方政府と協議をして、先方政府がこれで分かったと行って受け取ったあと、つまりオフィシャルに受け取ったあとにホームページに出します。そうなりますと、ドラフト・ファイナルからファイナル・レポートの最終議論をして、ホームページに出るまで少し時間が

あります。ですから、もしご意見があれば、このファイナル・レポートがホームページに出てくるまでの間にご意見を言うてくださることは、これは基本的には可能だと思います。それだけ関心のある方々がそのプロジェクトに対してずっとウォッチしているわけですから。

もう一つ大事なのは、この異議申し立て制度は JICA の協力期間ということでやるとすれば、ではそのあと何かできないかというお話につきましては、吉田委員、藤森委員がおっしゃられたように、意見を別途出して、それを審査会、そのあと JBIC の審査室の方が受けるような場でご議論できるようにすると。例えばそういうことは十分考えられるのではないかと個人的には思っています。

- **吉田委員** 今の田中委員の、わたしもそのポイントは非常に重要だと思いますし、それは何らかの形でここに明記されていなくてはいけないということです。それは工夫すれば可能で、例えばこのところに期間のあと、期間を越えた異議申し立てに関しては、ここでは受け付けないけれども、JICA のこういうところできちんと受け付けて、責任を持って関係機関に働きかけるというような形でポジティブに書いておく。

わたしはやはり実際に担当する JICA の側としては、もう制御できないことに対して受け付けても困ってしまうというところも理解できるのです。ただ重要ですから、この枠組みのフレームの中にはきちんとプロセスを明記しておかなければいけない。それは非常に大事だと思います。

- **原科共同議長** 今、制御できないとおっしゃるけれども、制御の仕方なのです。例えばでき上がった最終報告書がまずいと分かった場合に、これはリコールができます。これは使わないでくれと、JICA の責任で制御できるのです。だから、それは協力事業の中でやるのではなくて、その次の段階でやるアクションですよ。それこそ異議申し立ての大変大事なところなので、これを受け付けないというシステムだったら、異議申し立てのシステムは意味が本当に少なくなると思います。これは大変重要なことです。

しかも、これは JICA の場合、JICA、JBIC という体制がちゃんとありますね。開発調査の。だから、開発調査のあとの次の段階、次の組織が使うまでの段階が特に重要なので、つまり終わったあとなのです。それから無償資金もそうですよね。ですから、三つのスキームのうち二つはそういう特性があるわけですから、当然終わったあとですよ。終わったあとにどう対応するかがいちばん大事なので、ここで異議申し立てを受け付けなかったら、システムとして欠陥だと思います。

- **富本** 今おっしゃったリコールという言葉は初めて聞いたのですが、私は先ほど来申し上げているとおり、開発調査の報告書というのは最終的に責任があるものですから、これがリコールされるということは想定できない。そういう中身を作るためにまさにガイドラインを適用して、調査期間中にそういうことを確保するというのを 19 回の改定委員会の中で議論してきたのではないかと思います。その中で作られたものがこのガイドラインを遵守したものであると JICA が判断して、最終的には責任を持って関係省庁と相手国に対して提出するものですから、そのぐらい重みがあると思っています。

ですから、なぜ協力期間中にそういう意見が出ないのでしょうか。あるいは異議申し立てを受け付けるわけにはいかんのでしょうか。それ以降に異議申し立てをされても、我々としてはいかんともしがたい部分があるわけなので、できるだけ我々としては最終報告書を最高のものにするためにこのガイドラインを作っているわけなので、そこで漏れるということを想定して、それに対して受け皿を作るということは、ガイドラインの思想と相反するのではないかとつくづく思っています。

- **原科共同議長** そんなことはないですよ。それをおっしゃることはまるで原子力発電所は絶対事故が起こらないと言い張ってきた経済産業省と全く同じですよ（笑）。絶対事故は起こらないと言って来ましたが、事故が起こってから今度は言うことが変わったじゃないですか。起こってから。これは起こることを想定して、安全対策を講ずるのだと、こう言っているのですよ。巨額の公金を使って。数年前はそれをやらなかったのです。絶対起こらないと言ったのだから。それと全く同じ態度ですよ。
- **富本** ですから、それを協力事業終了後受け付けないということは一言も言っていないのです。異議申し立てという制度の中で受け付けるかどうかと。異議申し立て審議役という方がそれを受け付けるのかどうかと。異議申し立て審議役が理事長に対してアドバイスを、その協力期間が終わったあとの異議申し立てについてアドバイスを、そのかどうかということだけを言っているのです。それは異議申し立ての体制とは違うのではないかとわたしは・・・。
- **原科共同議長** これこそ異議申し立てだと思っています。
- **富本** それについては、我々としてはすでにそういう意見を受け付ける機関がありますから、そこで受け付けるということを書けば、それでいいのではないかとと思っています。
- **原科共同議長** そうすると異議申し立ての本来の趣旨からわたしは外れると思います。これははっきり申し上げます。
- **川村委員** よろしいですか。
- **作本共同議長** はい、どうぞ。
- **川村委員** まさに絶対起こってはならないと思っているからこそ、そのあとで異議申し立てが出てきた場合に、それを否定したりとか、そういう態度になるのではないのでしょうか。まさに今、示されている態度のような形が環境審査会、もしくは JICA のほうで出ないという保証はないのでしょうか。それが起こらないようにするために、それを外に出すために異議申し立て審議役を設置しているというのがわたしの理解なのですが。
- **富本** いや、ガイドラインを 19 回議論してきたということは、協力事業の中身をいかによくするかということではなかったかと思えます。そうですね。そのためにいろいろなプロセスを決め、他の国際機関にはないような 3 回もステークホルダー・ミーティングを開くということも含めて、いかにこの調査報告書をよくしようかということについて議論してきたと思えます。それでもだめなのかということになりますと、我々は一体何をすればいいのかということになります。そうなってくると、幾らこのガイドラインを定めても、水は漏れるということ的前提に我々は議論せざるをえないということになります。そ

うすると、かりに異議申し立て期間を無限に持てば、それはどこかで生じるだろうということですので、それだったらガイドラインのそもそもの根本の思想に反するだろうと思います。

我々はなぜ協力事業をよくしなければならないかということ、先ほどから申し上げているのです。それは我々機構の責任であるということを行っているわけで、そこが信用できないということであれば、これはまた議論の出発点に戻ってしまいますから、そこはひとつ慎重にご発言いただきたいと思います。

それから、同時に、我々は異議申し立て期間終了後、この協力事業の終了後、そういう意見を受け付けないということは一言も言っていないのです。いろいろな機関を通して受け付ける。それに対してまた判断をいろいろなところをお願いすると申し上げたはずなので、それはガイドラインの思想からは全く外れてはいないと思っています。そこに対して外部から何かアドバイスをしなければいけない、判断をしなければいけないということは、今度は機構のほうの判断責任というものに対して相当制限を加えることになってしまうのではないかと考えていまして、それが異議申し立て制度を非常に拡大解釈するおそれがあるのではないかと考えています。

- **吉田委員** 吉田ですが、別に富本さんを応援するというわけではないですが（笑）、この議論は恐らく対象案件についてもさかのぼってしまうのですね。対象案件は JICA が管理する協力事業に対してということをやっと言い続けてきて、ここに来て、とたんに、JICA が関連した事業を未来永劫までにと、極端にいうと。
- **原科共同議長** そんなことだれも言っていないです。先ほどはっきり申し上げたように、JICA、JBIC 関係で、JBIC が係わるまでの期間が特に重要なのだと申し上げたので、非常に具体的に限定的に考えています。実際に考えたら、将来 100 年もたってそんなことを議論しても何の役にも立たないわけですから。やはりリアリティ高く考えるべきで、有効な手を打てる範囲内でしか対応しようがないでしょう。そのことを最初に申し上げたのです。だから、その制約条件の中で対応できるものを対応していくしかないのです。未来永劫なんて一言も考えていないし、言っておりません。だから、それこそ概念の広げすぎです。わたしは具体的にいってコンプライアンスは何かというと、これはガイドラインを守る、これがポイントなのです。だから、当然 JICA の活動は信用しているわけで、どんなに一生懸命誠実にやっても思いがけないことは起こるわけです。この前の JCO の事故みたいなものが。あれは一生懸命やったわけですよ。だけれども、起こってしまったのだから。だから、その起こってしまうことに対してどうするのかという話です。それに対する備えがないのは、わたしはこれはあまりにもシステムとして不適切だと思います。
- **吉田委員** 原科先生のは、事故が起こるといっては物的なものなのです。ここで協力事業というのは知的なインテレクチュアルなアウトプットなのです。そこを混乱してしまうとまた・・・。
- **原科共同議長** 混乱ではありません。事故は、思いがけない状況が起こりうるという意味ですから、単にフィジカルということではありません。

- **吉田委員** ですから、報告書というものはあくまでも知的な財産がアウトプットです。それをいかに将来起こりうる・・・、知的なアウトプットに基づいて物が今度できていく、そこで何か起きてはいけないと。ただし、そこまでは JICA は権限は及ばないという、そういうジレンマの中で起きていることだと思います。
- **富本** 吉田先生がおっしゃるとおりで、JICA のやっている開発調査は M/P と F/S です。それから、JBIC との連携の D/D は確かにあります。F/S のレベルで想定されるものはおのずから限度があるのです。それと事故の因果関係というものを結びつけられて、事故が起こったから F/S が悪かったといわれますと、途中の段階で D/D などいろいろな段階があるわけですし、それともう一つは工事の施工というものがありまして、それが F/S まですべて責任を取らせる・・・。
- **原科共同議長** ちょっと今のはアナロジーが違うのです。事故の問題ではなくて、思いがけないことが起こるということをお願いただけです。わたしが申し上げたのは。情報、つまり想定外のことが起こりうるということをお願いしたのです。想定外のことが起こることの例として挙げただけで、事故の問題ではないのです。論点を変えないでください。
- **富本** はい。F/S の想定される範囲は決まっているのです。例えば建設コストであれば、先ほど申し上げたようにプラスマイナス 10% の範囲である程度の幅があるわけです。それから、自然条件と前提条件が変わらないということで、例えば流量とか風力とか、そういうことをある程度の科学的な根拠に基づいて設計しているわけです。そこで得た結論なのです。それらに加えて、環境に対する配慮も社会配慮も、そこまで得たデータにおいて最高の対策を講じてそこに書き込むということが F/S の範囲なのです。
今、先生がおっしゃっているのはそれ以外のことをおっしゃっていると思います。そこで想定されないものに対して、F/S に対して責任が取れるのですかと。それは責任を取るのはやや無理ではないかと思っていまして、それは異議申し立てのものとは違うと。
- **原科共同議長** だからこそコンプライアンスなのです。だからこそガイドラインどおりにちゃんとやって、きちんとやったことが明確になれば、それで「いや、これは責任はありません」と審議役が言えればいいのです。審議役はクレームがついたら常に答えるわけはありませんので。そのクレームが適切かどうか判断する役です。それを第三者性の高いところがやらなければだめですと申し上げたのです。
- **富本** それを協力終了後に異議申し立てられても、調査の報告書はすでにできていますから、そこに反映させることはできないのです。
- **原科共同議長** いや、反映する必要はないのです。クレームがついても、そのクレームは不適切なクレームだと明確に判断すればそこまではいいのですよ。しかし、例えばここで審査会の対応が十分でなければ、審査会自体も審議役によってチェックされるわけでしょう。審査会プロセスは全部終わってからでないと、これは本当の意味ではチェックできませんからね。ですから、当然協力事業が終わってからチェックするということはおかしくないのです。
- **富本** ガイドラインの遵守、不遵守というのは、最終的には報告書に盛り込まれて、報

告書はいいものができるという、先ほど来申し上げているとおりであって、それ以降に起こったことについては報告書には反映できないわけです。そこで申し立てがあったものについては、別の事業として、別の案件として、あるいは別の対策として取らざるをえないのです。

- **原科共同議長** 以降に起こったことでなくて、このプロセス全体に対して情報が分かるのはそのプロセスが終わってからですからね。そうでしょう。プロセス全体に対する情報というのはプロセスが終わってからですよ。
- **富本** そこは分からないですけど。要するに我々は情報公開を十分にしているのです。3回も公聴会をやり、ドラフト・レポートをアップするわけです。そこでももちろん意見が言えるわけです。そこで分かるのではないですか。
- **原科共同議長** だから、原則的にはもう審査会でできるのですよ。しかし、全体のプロセスに対するチェックは終わってからでないとできないので、それは審議役がやるしかないでしょう。
- **富本** 全体のプロセスというのはどういうことなのでしょう。要するに報告書というものがすでにできていますから。
- **原科共同議長** でき上がっていますから。最終段階で、審査会で意見に対して十分対応したかどうかチェックしますね。環境社会配慮審査会で。ところが、その審査会の対応の仕方が不十分であったというクレームがついた場合はこれが終わってからですよ。当然終わらないとクレームのつけようがないですからね。それに対して異議申し立て審議役が答えなかったら、だれが答えるのですか。
- **富本** すべてのプロセスという意味が我々の意味では、協力事業の終了までがすべてのプロセスですね。そこまでにガイドラインが遵守、不遵守かということを目安に判定しなくてはならないということは全くわたしと意見が違わないのですが、その段階で異議申し立ての受け付けを審議役がしていただいて、最終報告書にこれが反映されればそれでいいわけです。そこから先、何らかの異議申し立てをつけられたとしても、これは最終報告書には反映できませんよということをお願いしているわけです。そこで事業はいったん終わりです。これ以降は新たなことが生じた、あるいは報告書が予想していなかった、記述していなかった問題が、当然のことながら自然状況が変わったり、社会状況が変わったりして起こりますが、これは報告書の中身に書き込むことは当然できませんから、それは事後に起こったことですから、それについては別の枠組みで意見を賜いますと。それに対しては別の枠組みで対応しますと。しかし、これは異議申し立ての対応とは違いますということを確認する必要があります。
- **原科共同議長** 半分ぐらいは合っているのだけれども、最後はちょっと・・・。
- **作本共同議長** すみません。ちょっと時間が来てしまって。
では、どうしても今言っておかなければという方だけ。川村さんだけ。
- **川村委員** 要はこの異議申し立てという言葉に随分重きを置かれているので、そういう答えになるのではないかと思うのですが、そもそも何のために全体のプロセスをチェック

するための第三者機関を置いているかということから考えるならば、その結果に即、要するに最終報告書に即反映されるということだけではなくて、ガイドラインの遵守全体が改善されていくということも含めた意味合いを持たせることはできると思います。その区別を、異議申し立て審議役という、9の手続きのところで、例えば期間を越えて、報告書が終わってから受けた申し立てに対しては、このような扱いをするという形で差別化をすることによって、少し取り扱いを変えるという形で再整理をすれば、両方の意見が反映できる形になるのではないかという気がするのですが。

- **作本共同議長** 今のお話はどちらかといえば吉田委員に近いでしょうか？
- **川村委員** いや、要するに異議申し立て審議役のような第三者機関が申し立てを受けるというのは継続するのだけれども、その意味づけを少し変えて、要するに終わっているから協力事業に反映させるというのは無理なのですよね。ただ、違う意味づけをちゃんと与えたうえで、ちょっと違った手続きを与える。
- **吉田委員** それはわたしが最初に言った協力事業の異議申し立てとしては、もうそれをどうもできないのだから、それと違った意見書、あるいはもっと的確な言葉でそれをやって、しかもそれは、僕はやはり審議役が受け付けて、それは異議申し立てではない、意見書という形で受け付けるのでしょうか。そういうものが今、川村さんがおっしゃった別のルートの判定、すなわちこの評価ガイド全体のフレームの中できちんと押さえる。多分それは審議会の委員長に審議役から行って、審議役からそういう事実があったという意見書を審議会に意見を言って、委員長はそういう例をまとめて、多分委員長報告、年次報告にきちんと、これはシステムにこういう欠陥があるからこうなったのだということで反映されると思うのです。

富本さんがおっしゃっているのは、それを今度枠の外に持っていか。その部分はまだJICA全体の流れがよく分からないのではっきり言えない。それは二つある。一つは環境配慮の審議役の内では別ルートで受け入れるのか、それとも違った場外に持ち出して、そこを処理するのか、その二つのオプションがあると思います。

- **原科共同議長** わたしの考えも、今、吉田先生がおっしゃったようなオプションの一つです。だから、審議役のところに対応するので、おっしゃるように当然対応の方法は違うのです。それはよく分かっています。けれども、ここで受け付けることは大変大事だと思います。
- **作本共同議長** 今、一つ突破口が見えそうな気がしているので、では田中委員で休憩しましょうか。
- **原科共同議長** 休憩すると終わってしまうので、だから、あと残りのところ全体をざっと見たほうがいいのかではないですか。
- **作本共同議長** そうですね。では、もう続けていいですか。
- **原科共同議長** そうしたら残りの意見出しておいてください。
- **作本共同議長** では、もう小休止なしで。
- **富本** 今の点については一回持ち帰ります。いずれにしても、異議申し立て審議役が受

け付けるかどうかということについて内部で検討しまして、協力終了までの異議申し立てと終了後の異議申し立ての扱いは・・・。

- **原科共同議長** 扱いが違う。それはわたしも理解しています。
- **富本** そこは分ります。
- **原科共同議長** 違うことは分ります。
- **作本共同議長** どうぞ。
- **藤森委員** やはり「異議申し立て」という言葉がどうも法律用語に近い厳しい言葉なのですよね。不服申し立てぐらいですと何となく・・・。
- ?? 異議自体は異なる意見を申し立てること・・・。
- **藤森委員** 申し立てる、文字どおりだけれども、結果、処分とか何とか。
- ?? 不服申し立てだと異議は？
- **藤森委員** 申し立てだけでいいのですか。
- ?? 申し立ては意見表明だけですよ。
- **藤森委員** 表明だけの制度？
- ?? 異議が入ると異議だけで異議申し立てと同じ意味で不服を申し立てることなのです。
- **富本** そこも法律用語も含めて整理させていただきます。
- **作本共同議長** それでは、田中さん。
- **田中聡志（代理関谷）委員** 蒸し返すつもりはないのですが、皆さん、田中委員も含めて、どうもこの異議申し立て制度といいながら、実際は問題解決の機能を重視されているということで、その場合には審査会の役割もあるのだということをおっしゃっておられるので、そこが全く書かれていないで言葉だけの説明になっているので、何らかそういう役割の書き分けを紙の上でも出されたらどうかというのが1点です。

それからもう1点、これも単純な先ほどの議論を聞いていての疑問なのですが、一体異議申し立ての対象となる JICA の行為というのは結局何なのかというのが最初から最後まで分からないのです。先ほど富本室長は報告書がすべてですとおっしゃったのですが、一方で報告書に対して異議を申し立てられてもそれは聞けませんと。ここで例えば異議申し立て期間が最終報告書がアップされた日までとなっていて、ではその日にその最終報告書に対して異議を申し立てることに何の意味があるのかと。そこが書かれれば、逆にいえば先ほどの期間を分けて、報告書ができたあとはまた別のルートで処理されるということになるのかもしれませんが、その辺の整理が必要だという点がもう1点あります。
- **作本共同議長** それでは、この期間の件でご意見がある方はおられませんか。大体今のような形で、では JICA のほうにもう一回案を作ってくださいということでお願いいたします。

それでは、次に入るにはもう時間が切れていると思いますので、残しても8分ほどですが、次回の日程等。
- **上條** 次回の委員会なのですが、今お手元には第10回のフォローアップ委員会で6月

22日の10時～12時半としてあるのですが、この委員会が始まる前に議長の皆さんとご相談しまして、このときに出席できない方もいらっしゃるということなので、後でまた確認しましてからメールを送らせていただきます。日にちは同じなのですが、時刻を14時半～17時半に変えたいと思っています。場所は市谷の国際協力総合研修所の400号会議室です。これは確認しましたら、また皆さんにメールをさせていただきます。

○ **作本共同議長** それでは、今の新しい日程ということで変更がありましたので、ご注意ください。これ以外に何か事務連絡はありますか。

○ **原科共同議長** その先の日程は。

○ **上條** その先ですが、第11回の委員会の日取りはまだ決めていないのですが、先ほどこの委員会が始まる前に3人の議長の方と相談したときには、6月30日の午前中か、7月1日の午後か、7月2日の午後か、そのあたりでセットしようかと思っています。またこれも決まりましたらメールをさせていただきます。

○ **原科共同議長** 今ちょっとチェックしたらどうですか。せっかく皆さん、そのほうが簡単ですよ。

○ **上條** ただ、会議室もまだ確認していないのですが、例えば6月30日の午前中がご都合悪い方はいらっしゃいますか。3名ですか。どうもありがとうございました。

では7月1日の午後がご都合が悪い方はいらっしゃいますか。7月2日の午後は？ そうしましたら、数だけでいえば7月1日の午後が欠席の方が少ないのですが。ただ、会議室のことを全然確認していないので、場所を確認した後でメールを送らせていただきます。

○ **作本共同議長** それでは、連絡お願いいたします。ちょっと不手際がありまして休憩時間が取れませんでした。これで終わりにいたします。ありがとうございました。

※ 発言中、録音の都合で記録できなかった箇所は、「*」および「?」で表記した。